

大規模事故対策編 第 1 部 災害予防計画

第 1 章 大規模事故予防体制の整備

(県危機管理部、県地域社会振興部、県農林水産部、県県土整備部、市町村、警察本部、その他関係機関)

第 1 節 目的

この計画は、県、市町村、防災関係機関等が大規模事故に対する平時の備えを充実させ、大規模事故災害による被害を防止することを目的とする。

第 2 節 想定される大規模事故

1 想定される大規模事故の種類

この計画において、発生を想定しあらかじめ対策を講じる大規模事故の種類は以下のとおりとする。

- (1) 道路災害
- (2) 鉄道災害
- (3) 航空災害
- (4) 海上災害
- (5) 危険物等の災害

(6) その他の人的又は社会的影響の大きな災害

2 想定される大規模事故の規模

この計画で想定する大規模事故の規模については、平常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

第 3 節 防災体制の整備

1 各機関の防災体制

県、市町村、警察本部、消防局等の防災関係機関は、大規模事故の発生防止及び被害拡大の抑制のため、平時から各々の体制や防災対策及び各機関の災害現場における活動調整の体制を整備するとともに、防災会議や防災関係機関情報交換会等を通じ、相互の協力体制を整備するよう努めるものとする。

2 応急対策体制の研究・点検・整備

(1) 人員・体制・資機材の分析・研究

大規模事故については、いつ、どこで、どのような規模で起きるのか予見しづらく平常時の人員・体制・資機材では対応できないことが予測されるため、県、市町村、警察本部、消防局等の防災関係機関は、平時から大規模事故等の事例の分析等を行い、大規模事故発生時の迅速に応急対策を実施できる体制の構築に努める。

(2) 災害情報の伝達経路の点検

大規模事故発生時には、迅速な対策実施のため、迅速かつ適確に防災関係機関に情報を伝達し共有を行う必要があることから、県、市町村、警察本部、消防局等の防災関係機関は、平時から、災害情報の伝達経路の点検を行い、大規模事故発生時の迅速に応急対策を実施できる体制の構築に努める。

(3) 訓練を通じた検証

県、市町村、警察本部、消防局等の防災関係機関は、応急対策体制及び災害情報の伝達ルートについて訓練等を通じて体制の検証を行い、実効性のある応急対策の体制を整備するものとする。

第 4 節 地域の協力体制の構築

鉄道事故等に見られるような局地的に発生した大規模事故の初動対応については、消防団、自主防災組織、民間事業所等、地域の協力が有効かつ不可欠であることから、県及び市町村は、地域防災力の向上を図るとともに、大規模事故に対する地域の協力体制の構築に努めるものとする。(災害予防編(共通)第 10 部第 1 章「民間との防災協力体制の整備」参照)

第 5 節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 大規模事故対応体制の整備
- 2 大規模事故に対する地域の協力体制の整備

第2章 大規模道路災害の予防

(県土整備部、市町村、警察本部、消防局、中国地方整備局、西日本高速道路)

第1節 目的

この計画は、道路における車両の衝突、火災等及びトンネル等の道路構造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害を防止することを目的とする。

第2節 災害予防対策の推進

1 道路管理者の措置

道路管理者は、次の事項に留意し道路交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

- (1) 気象に関する情報等を有効活用し、必要に応じて事前通行規制を行う。
- (2) 道路施設の異常を早期に発見するための情報収集の体制整備に努める。
- (3) 道路施設に異常が発見された場合に、速やかに応急対策を講じるための体制整備に努める。
- (4) 道路等に異常が発見され災害が発生するおそれがある場合、速やかに道路利用者等に対して情報を提供する体制の整備に努める。

2 警察本部の措置

警察本部は、次の事項に留意し道路交通の安全を確保するための情報の充実に努めるものとする。

- (1) 道路交通の安全にかかる情報収集及び連絡体制の整備を図る。
- (2) 交通安全施設等に異常が発見され災害が発生するおそれがある場合、速やかに道路利用者等に対して情報を提供する体制の整備に努める。

3 落石対策

- (1) 道路管理者は落石危険箇所の把握及び整備に努め、落石による事故の防止に努めるものとする。
- (2) また、警察本部及び消防局等の防災関係機関及び道路管理者は、平素から落石の発見及び情報伝達の体制について整備しておくものとする。特に道路に平行して鉄道が敷設されている場合の鉄道事業者への連絡体制に留意する。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村管理道に係る道路交通安全のための情報の充実
- 2 市町村管理道に係る落石危険箇所の把握及び整備

第3章 大規模鉄道災害の予防

(JR西日本、智頭急行、若桜鉄道、県輝く鳥取創造本部、消防局、警察本部)

第1節 目的

この計画は、鉄道事故による多数の死傷者の発生を防止するための体制を整備することを目的とする。

第2節 災害予防対策の推進

1 鉄道事業者の災害予防対策

鉄道事業者は、関係機関の協力のもとに次の諸対策を行うものとし、鉄道事故を防止する観点から、現状の体制で安全性が十分に確保できているか常時点検を行い、必要に応じて随時安全対策の強化を図るものとする。

(1) 共通的な対策

- ア 鉄道施設の保守整備に努める。(線路斜面の落石の防止等)
- イ 鉄道交通の安全に係る気象現象、予警報等の情報を適切に入手し、活用に努める。
- ウ 迅速かつ的確な運行指令体制の整備や、乗務員に対する科学的な適性検査の定期的な実施等、鉄道の安全な運行の確保に努める。
- エ 県、警察本部、消防局、防災関係機関等との情報連絡や情報共有体制の整備に努める。特に、軌道内における消防局の救助活動等の安全確保や、傷病者の搬送体制確保のため、消防局との緊密な連携・協力体制の確保に努める。
- オ 鉄道車両の技術上の基準への適合性を維持する等、車両の安全性の確保に努める。
- カ 踏切事故に関する知識を広く一般に普及し、踏切保安設備の整備等を計画的に推進する等、踏切道における交通の安全確保に努める。
- キ 強風対策のため、警報機能を付加した風速計を適切な位置に設置し、風速に応じた適切な運行の確保に努める。
- ク 過去の鉄道事故を踏まえた再発防止対策を実施し、安全性の向上に努める。
- ケ 乗務員及び保安要員に対する教育訓練に努める。
- コ 異常時における関係列車の停止手配の確実な実施ができる体制の整備に努める。
- サ 担架、医薬品等の救急用資材の整備に努める。
- シ 緊急時における車両内や駅構内の乗客等の避難誘導体制の整備に努める。
- ス 列車事故の発生防止又は列車事故に係る被害の拡大防止に関する訓練を定期的な実施し、災害対応能力の向上に努める。必要に応じ、県、警察、消防局、その他防災関係機関と合同で訓練を実施し、災害発生時の連携・協力体制の確保に努める。

(2) JR西日本

平成17年5月にJR西日本が取りまとめた「安全性向上計画」を遵守し、鉄道事故の発生防止や安全性向上に取り組むものとし、具体的な行動計画の進捗を図るものとする。

なお、当該計画に定める基本理念は、以下に掲げるとおりである。

- ア 安全が何よりも優先すべきであることを、会社として徹底する。
- イ 現場と本社との一体感を強化すべく、トップ自らが現場に出向き、双方向のコミュニケーションに努め、風通しの良い職場づくりに努める。
- ウ 安全を支える現場において、上司・部下のコミュニケーションにより、信頼関係を構築する。
- エ 安全対策・事故防止策の推進に当たっては、原因並びに背景を根本に遡って分析した上で、対策を確立していく。
- オ ハード面における安全対策について、全力を挙げて推進する。

(3) 智頭急行、若桜鉄道

上記のJR西日本の安全対策を参考に、必要な災害予防対策を実施するものとする。

2 落石・倒木対策

- (1) 線路斜面の落石・倒木は脱線等の原因となるので、鉄道事業者は落石・倒木危険箇所の把握及び整備に努め、落石・倒木による事故の防止に努めるものとする。
- (2) また、県、市町村、警察本部及び消防局等の関係機関及び鉄道事業者は、平素から落石・倒木の発見及び情報伝達の体制を整備しておくものとする。特に鉄道に平行する道路がある場合の道路管理者への連絡体制に留意する。

3 鉄道災害の安全管理体制の整備

消防局及び鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合に迅速かつ効果的な救助活動を実施するため、協定の締結等により次に掲げる事項について体制を整備するものとする。

- (1) 鉄道事業者から消防局への事故通報
- (2) 二次災害の防止
- (3) 救助隊の現場誘導

- (4) 乗客の避難誘導
- (5) 電源等の安全管理
- (6) 救助活動における車両の一部破損、ジャッキアップ等
- (7) 特殊な場所への進入
- (8) 救助資機材の調達
- (9) 大規模災害時の対応
- (10) 訓練の実施

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 落石・倒木の発見及び情報伝達体制の整備

第 4 章 航空機災害等の予防

(大阪航空局、県輝く鳥取創造本部、県県土整備部、警察本部)

第 1 節 目的

この計画は、航空機事故等による災害を予防するための体制の整備について定めることを目的とする。

第 2 節 災害予防対策の推進

1 鳥取空港

鳥取空港の設置管理者は、関係機関の協力のもとに次の諸対策を行うものとする。

- (1) 空港内関係機関で構成する自衛消防組織の強化に努める。
- (2) 化学消防車、防火水槽、化学消火薬剤等の消防設備及び機材の整備を図る。
- (3) 担架、医薬品等の救急用資材の整備を図る。
- (4) 鳥取空港災害対策緊急計画連絡協議会の設置
 - ア 航空機災害対応に関する連携と調整
 - イ 鳥取空港消火救難総合訓練の実施
 - ウ 鳥取空港災害対策緊急計画の運用及び検証
 - エ 空港慣熟のための訓練などの実施
- (5) 関係機関の協力を得るため、消火救難活動に関する応援協定等を締結する。
- (6) 空港保安委員会の設置
 - ・ 航空犯罪（ハイジャック等）の未然防止、発生時の処理体制の研究討議等のため組織
 - ・ 地方管理空港運営権者、警察本部、消防等の機関で組織。緊急時の連絡体制を確保

2 美保飛行場（民航地区）

美保飛行場（民航地区）の設置管理者は、関係機関の協力のもとに次の諸対策を行うものとする。

- (1) 空港内関係機関で構成する自衛消防組織の強化に努める。
- (2) 担架、医薬品等の救急用資材の整備を図る。
- (3) 消火救難活動に必要な知識、技能を習得するため、平素から被害想定に基づいた訓練を実施する。
- (4) 関係機関の協力を得るため、消火救難活動に関する応援協定等を締結する。
- (5) 空港保安委員会の設置
 - ・ 航空犯罪（ハイジャック等）の未然防止、発生時の処理体制の研究討議等のため組織
 - ・ 空港事務所、警察、航空自衛隊、C I Q、航空会社等の機関で組織。緊急時の連絡体制を確保

第 3 節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第5章 海上災害の予防

(第八管区海上保安本部、県危機管理部、県農林水産部、県県土整備部、市町村)

第1節 目的

この計画は、船舶の座礁、衝突事故や油流出等の海上災害を防止するための体制を整備することを目的とする。

第2節 災害予防対策の推進

1 海上事故等の予防

海上運送事業者、第八管区海上保安本部をはじめ関係機関は、海上災害の防止のため、次の事項に留意するものとする。

(1)海上交通の安全のための情報の充実(情報提供)

ア 各機関は、気象警報等及び津波警報等並びに危機管理情報等海上交通の安全のための情報について船舶に伝達する。

イ 漁船への情報の伝達については、鳥取県無線漁業協同組合を通じ漁業無線を活用して行う。

(2)船舶の安全な運航

(3)船舶の安全性の確保

(4)海上交通環境の整備

(5)海上防災に関する研究及び再発防止策の推進

2 海上等流出油災害予防

(1)防除資機材の整備

大規模な流出油による海上災害に備え、防災関係機関、市町村、関係企業、漁業団体等は、オイルフェンス、油吸着材、油処理剤その他必要な油処理機材を整備する。

(2)防災関係機関との連携

県(危機管理部)は、関係市町村や第八管区海上保安本部、山陰沖排出油等防除協議会などの関係機関と相互に緊密な協力体制を確立し、役割分担、要請手続、要請内容等についてあらかじめ協議するなど事故発生時の迅速な対応の確立に努めるものとする。

(3)防災訓練の実施

県は、関係機関相互の連携が的確になされるよう油防除に係る防災訓練を実施するものとする。

(4)補償対策の充実強化

県は、船舶油濁等損害賠償保障法などの油濁損害に対する補償制度に関する情報(補償制度の概要、請求先、請求手続、補償対象となる費用など)を収集・整理し、関係機関への周知に努めるものとする。

(5)海上等流出油等を発見時の通報窓口の周知

県、市町村、関係機関は、海上等流出油及び海岸に漂着した油を発見した際の通報窓口について、住民にあらかじめ周知を図る。(通報窓口:海上保安庁(118)、市町村)

3 危険物質等の流出予防

県、沿岸市町村、第八管区海上保安本部、防災関係機関は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備や必要な資機材の整備に努める。

4 日本海西部における危機管理体制の構築

県(危機管理部)は、日本海西部における危機等に対する備えと適切かつ円滑な対応に万全を期すため、日本海西部沿岸府県・危機管理関係機関連絡会議を通じ、日本海西部沿岸5府県(福井県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県)、第八管区海上保安本部、海上自衛隊舞鶴地方総監部と相互連携体制を構築する。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 流出油防除資機材の整備

2 海上等流出油等を発見時の通報窓口の周知

第6章 危険物等災害の予防

(県危機管理部、県福祉保健部、警察本部、消防局、関係団体、事業者)

第1節 目的

この計画は、危険物等による人命、建造物等の災害を予防するため、施設の整備及び対策を図ることを目的とする。

第2節 危険物事故災害対策

1 災害予防対策の推進

(1) 施設の現況

県下における危険物施設の現況は、資料編のとおりである。

なお、この節において危険物とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

(2) 危険物規制法令遵守の指導

消防局は、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を実施し、危険物施設における安全確保のため、次について指導するものとし、危険物施設の所有者、管理者等は、当該事項を実施するよう努めなければならない。

ア 危険物製造所等の位置、構造及び設備に係る技術上の基準の適合・維持の遵守

イ 危険物保安監督者の選任の励行

ウ 危険物取扱者等による貯蔵及び取扱の保安監督の励行

エ 危険物取扱者等による施設点検の励行

オ 消火、警報設備の維持及び点検

カ 危険物運搬の安全確保

(ア) 危険物を車両で運搬する場合、危険物取扱者の同乗方を指導するものとする。

(イ) 危険物の容器、積載方法及び運搬方法の技術基準の遵守について指導するものとする。

(ウ) 消火設備の設置について指導するものとする。

キ 保安教育の実施

(ア) 危険物施設の所有者、管理者等に危険物の貯蔵及び取扱いに従事する者の保安教育を実施するよう指導するものとする。

(イ) 一定規模以上の製造所等にあつては、自衛消防組織の設置又は予防規程を定め、災害予防対策の万全を期するよう指導するものとする。

(3) 危険物の災害予防対策

県、各消防局及び関係団体は、消防庁が作成した危険物事故防止基本指針・アクションプランに基づき危険物の事故防止を推進していくものとする。また、事故防止連絡会を開催し、各消防局及び関係団体における情報の共有化、共通の認識に基づく事故防止対策の推進を実施するものとする。

消防局は、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における災害に対する措置についても指導するものとする。また、危険物施設の所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

危険物施設における災害に対する措置の主な指導事項は次のとおり。

ア 施設の耐震化の推進

施設の設計を耐震構造にする等防災措置を講ずること。

危険物の貯蔵取扱い設備は、特に通常の建築物、工作物より一段と堅ろうな耐震構造とすること。

イ 地震防災教育・地震防災訓練の実施

ウ 自主保安体制の充実

一定規模以上の製造所等については、自衛消防隊を編成し、化学消防車を備え、自衛消防組織を確立するとともに、集团的に危険物施設のある区域にあつては、単一の組合組織に統一し、消防体制の万全を期すること。

エ 化学消火薬剤の備蓄

消火剤の備蓄を図り、集团的に危険物施設のある区域にあつては、前項の組合組織の一元的管理下に置き、老朽消火原液の更新がスムーズに行われるよう指導する。

オ 防災資機材の整備

第3節 高圧ガス事故災害対策

1 災害予防対策の推進

(1) 施設の現況

県下における高圧ガス事業者の現況は、資料編のとおりである。

(2) 災害予防対策

県は、高圧ガスによる災害を防止するため、関係保安法規に基づき次の措置を講ずるものとする。

ア 立入検査等の実施

- (ア) 高圧ガス施設の完成時における完成検査の厳正を期する。
- (イ) 高圧ガス施設の定期的保安検査を実施する。
- (ウ) 高圧ガス施設及び容器製造事業者、消費者について必要に応じ立入検査を実施し、不良容器の排除、取扱いの適正化を指導する。
- (エ) 危害予防規程の遵守状況を把握し、その適正運営を指導する。

イ 定期的自主検査等の実施

- (ア) 高圧ガス製造事業者等に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。
- (イ) 関係保安法規の遵守徹底について、講習会、研修会等を開催し、又は高圧ガス保安協会を通じ、関係者に周知徹底させる。
- (ウ) 製造事業者等に保安教育計画を作成させ、これに基づく従業員に対する保安教育を徹底し、高圧ガス関係者の保安意識の高揚を図る。

第4節 都市ガス事故対策

1 災害予防対策の推進

(1) 施設の概況

県下における都市ガス施設の現況は、資料編のとおりである。

(2) 災害予防対策

ガス事業者は、都市ガスによる災害を防止するため、関係保安法規等に基づき次の措置を講ずるものとする。

ア 製造設備に対する保安対策

(ア) 設備建設時の措置

設備の建設に当たっては、計画、施行、検査等にわたりすべての安全、保安に関する法令、基準及び事業所の作業基準にしたがって実施する。

(イ) 設備の点検、整備及び運転

設備の点検、整備を定期的 to 実施するとともに、日常の運転は操作基準にしたがって行う。

イ 供給設備に対する保安対策

(ア) 供給設備に対しては、計画的に各事業所の調査実施基準によって調査点検を励行し、ガス導管の整備に努めるとともに、ガスの取り扱い等につき絶えず住民にPRし、防災知識の普及に努めるものとする。

(イ) 住民等がガス漏れを発見した場合は、速やかにガス事業者、警察若しくは消防に通報するよう住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(ウ) ガス事業者は、災害時の緊急出動体制を整えておくものとする。

ウ ガス導管の他工事に起因する事故防止対策

他工事に起因するガス導管の事故防止対策としては、情報の収集を図り他工事の事業者と連絡を密にし、ガス導管の防護措置について協議並びに現場に立ち会う等、適切かつ確実にガス導管の安全確保を図るものとする。

(ア) ガス事業者は、導管配管図等を作成し、地下工事関係機関に配布しておくものとする。

(イ) 他工事業者から連絡を受けた場合、又は自ら知った場合は、工事現場のガス設備の状況を知らせるとともに事前打合せを行いあるいは現場に立ち会う等、ガス導管の安全確保に努めるものとする。

(3) ガス事故防止等の連絡体制

ア 水道事業者、下水道事業者、電気事業者等地下掘削工事を行う者は、当該工事の施工に先だちガス事業者と連絡するものとする。

イ 地下掘削工事を行う者は、工事を行う場合にガス事業者等と連絡を密にし、ガス導管の破損等による事故防止に努めるものとする。

ウ 地下掘削工事関係機関は、事業執行計画等について協議し、共同掘削等について検討するとともに、事故防止対策につき相互協議が得られる措置を講ずるものとする。

第5節 火薬類事故災害対策

1 災害予防対策の推進

(1) 施設の現況

県下における火薬庫の現況は、資料編のとおりである。

(2) 災害予防対策

県及び消防局は、火薬類による災害を防止するため、関係保安法規に基づき次の措置を講ずるものとする。

ア 立入検査等の実施

(ア) 毎年定期に火薬庫の保安検査及び立入検査を実施

(イ) 火薬類の消費場所への立入検査を実施

イ 自主検査の実施

火薬庫の所有者に対し、自主検査計画の作成及び自主検査の実施を指導徹底し、技術基準を確保させる。

ウ 取扱者の教育

火薬類の販売事業者及び消費者等の自主保安教育の実施の徹底を図る。

第6節 毒物・劇物事故災害対策

1 災害予防対策の推進

- (1) 県及び保健所設置市は、毒物・劇物による事故等を防止するため、毒物・劇物取扱施設等に対する立入検査を実施するとともに、危害防止対策の指導を実施する。
- (2) 県及び保健所設置市は、毒物劇物営業者の法の基準の遵守及び定期自主検査の徹底を指導する。
- (3) 県及び保健所設置市は、毒物劇物取扱責任者や保安責任者に対し、災害予防講習（災害時の危害防止対策、防災体制等）を実施し、災害防止の徹底を図る。
- (4) 毒物劇物営業者は、災害の発生に伴う毒劇・物取扱施設等からの漏えい、飛散、流出等を防止するため、毒劇物の中和等に必要な資材の備蓄を含め、災害発生時の初動体制及び組織について整備するものとする。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 危険物等の種類に応じた災害予防対策の推進

- (1) 危険物
- (2) 高圧ガス
- (3) 都市ガス
- (4) 火薬類
- (5) 毒物・劇物

大規模事故対策編 第2部 災害応急対策計画

第1章 大規模事故応急対策

(県危機管理部、県輝く鳥取創造本部、県福祉保健部、県農林水産部、県県土整備部、市町村、警察本部、消防局、その他関係機関)

第1節 目的

この計画は、大規模事故が発生した場合の応急的な対策について総則的な事項を定め、応急対策の円滑な実施体制を整備し、大規模事故による被害の最小限の抑制、迅速な被害者の救出救助及び迅速な秩序の復旧を図ることを目的とする。

第2節 各機関の体制及び対策

1 各機関の体制

(1)道路管理者・鉄道事業者・航空事業者・空港管理者・船舶事業者・危険物取扱事業者・その他関係事業者

第一義的に責務を有する各事業者は、大規模事故の発生について、あらかじめ定めた伝達経路により関係機関に伝達すると共に、あらかじめ定めている初動体制を確立し、初動対応を実施する。

(2)市町村

事故発生の情報を受け、災害対策本部・現地災害対策本部等の設置の必要性等、対応のレベルを速やかに判断し、体制を確立する。

(3)県

ア 事故発生の情報を受け、災害対策本部・現地災害対策本部等の設置の必要性等、対応のレベルを速やかに判断し、体制を確立する。

イ また、災害対策地方支部等から連絡要員を市町村対策本部又は市町村現地対策本部等へ派遣する等、主導的な情報収集に努め、市町村等に対応できない場合の支援及び支援体制を構築すると共に、自衛隊の派遣要請について検討する。

(4)消防局

市町村対策本部（現地対策本部）・県対策本部（災害対策地方支部）への連絡要員派遣による連絡調整を実施する。また、所管する救急隊では要員・資機材不足が見込まれる場合の広域消防応援の要請について早期に判断する。（災害応急対策編（共通）第4部第4章「消防活動」のとおり。）

(5)警察本部

ア 事故発生の情報を受け、速やかに体制を確立する。

イ 警察災害派遣隊の派遣要請について検討する。

(6)医療機関

ア 報道等からの情報の覚知又は消防局からの情報提供等があった場合、災害の規模を考慮して、医療体制を整える。

イ また、現場の混乱による要請の遅延も考えられるため、現地への救急医療班の自主的な出動に努める。

2 防災関係機関間の情報伝達及び共有

(1)県（危機管理部、関係部局）、市町村、警察本部、消防局、その他関係機関は、迅速的確な応急対策を実施するため、大規模事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握するとともに、情報の共有を図るものとする。

(2)特に、多数の負傷者が発生した場合、救急医療機関のみでは対応が困難であり、一般病院への協力要請が必要となることが想定されることから、消防局は早い段階での医療機関に対する現地の傷病者の状況等に係る情報提供に努めるものとする。

(3)他機関との連携等が必要となる場合については、その対応に必要な情報を速やかに共有し、必要な調整を図り、共通の対策方針の元で連携して活動を展開するものとする。

3 避難誘導

(1)大規模事故が発生した場合、応急対策に当たる防災関係機関は、あらかじめ定めた避難誘導の方法を基本として、旅客、道路利用者、住民等の安全確保のため、速やかに避難誘導を行うものとする。

(2)応急対策に当たる防災関係機関は、上記に関わらず緊急性が高く事態が切迫している場合等、あらかじめ定めた避難誘導の方法によりがたい場合や、より迅速確実な避難誘導が可能な方法がある場合等は、適宜その状況に応じた方法により避難誘導を行うものとする。

(3)警察官は、必要に応じて、交通規制、障害物の除去等を行い、避難者の安全を確保するものとする。

4 危険区域等への立入の制限

警察官等は、付近の住民等の生命・身体の危険を防止するため必要がある場合等には、立入制限等の措置を執るものとする。

5 二次災害の発生防止

(1)応急対策に当たる防災関係機関は、大規模事故現場における応急対策実施に当たっては、火災の発生、事故

- の影響による被災建築物等の倒壊等、二次災害の発生に留意し、あらかじめ必要な措置を執るものとする。
- (2) 応急対策に当たる防災関係機関は、現場で応急対策に当たる者が二次災害による被害を受けることがないよう、安全確保に努めるものとする。

6 各防災関係機関の連絡調整

- (1) 県、市町村、警察本部、消防局、その他防災関係機関は、大規模事故への対応等について随時情報を共有し、必要な連絡調整を行うものとする。
- (2) 特に事故現場における調整活動については、活動に必要な事項についての確認に努める等、十分な連携を図るものとする。（災害応急対策編（共通）第4部第1章「応援活動の調整」参照）

第3節 大規模事故現場における救命救出及び医療救護

大規模事故発生時においては、自然災害等の場合における体制を基本としながら、下記の点についてより大規模事故に特化した対策を講じるものとする。

- 1 大規模事故の場合、局地集中的に多くの負傷者が発生し、その程度も重篤であるおそれが高いため、救命救出及び応急的な医療救護に当たる救助隊や救護班等をより迅速に集結させるものとする。
- 2 広域応援を待ついとまがないことも想定されるため、被災地（事故現場）の人的・物的資源をより有効に投入する体制を講じるものとする。
- 3 事故現場におけるトリアージを迅速に実施するものとする。事故の規模等に応じて、事故現場、緊急的に負傷者を収容した施設、医療機関等で段階的にトリアージを実施し、必要な医療行為を受けるまでの優先順位をできる限り明確にするよう努めるものとする。
- 4 救出救助と応急的な医療救護を一体的に行う事例の発生が見込まれるため、必要に応じて実施にあたる各防災関係機関等が連携してこれを実施するものとする。
- 5 大規模事故の状況に応じ、訓練された医師等が事故現場において「瓦礫の下での医療（CSM: Confined Space Medicine: 進入路あるいは救出路が制限されているあるいは狭隘である空間の医療）」を実施するとともに、クラッシュ症候群を想定した治療を実施し、「救出直後の予防し得る死」の回避に努める。
 - (1) 生存者への輸液、呼吸管理、水分投与、鎮痛剤投与等の医療管理及び精神的援助
 - (2) 生存者の四肢切断等、必要となる外科手術
 - (3) 生存者へより早く接触するため、迅速な遺体搬出に資する死亡診断を適宜実施
 - (4) 生存者の搬出を妨げる遺体の切断
- 6 事故現場におけるトリアージの結果に従い、必要に応じて事故現場近辺の民間企業等の輸送力の支援を受けつつ、迅速に後方医療機関等に傷病者の搬送を行うものとする。
- 7 大規模事故における傷病者の搬送に当たっては、事故現場の最寄りの特定医療機関へ集中することがないよう、県（危機管理部、福祉保健部、総合事務所（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））が消防局・医療機関等と必要な調整を行い、適切な搬送先を確保し、決定するものとする。
- 8 県（福祉保健部、総合事務所（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課））、消防局は後方医療機関との連絡を密にし、医療救護活動が円滑に行われるよう、事故の概況等の必要な情報を随時医療機関へ提供するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 大規模事故発生時の体制の確立
 - (1) 災害対策本部の設置
 - (2) 現地災害対策本部等の設置
- 2 関係機関との事故情報の共有及び連絡調整
- 3 二次災害の防止

第2章 大規模道路災害応急対策

(県土整備部、市町村、警察本部、消防局、中国地方整備局、西日本高速道路)

第1節 目的

この計画は、大規模な道路災害が発生した場合において、各機関が行うべき応急対策についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐことを目的とする。

第2節 想定される大規模道路災害

この計画で想定する大規模な道路災害は、以下に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

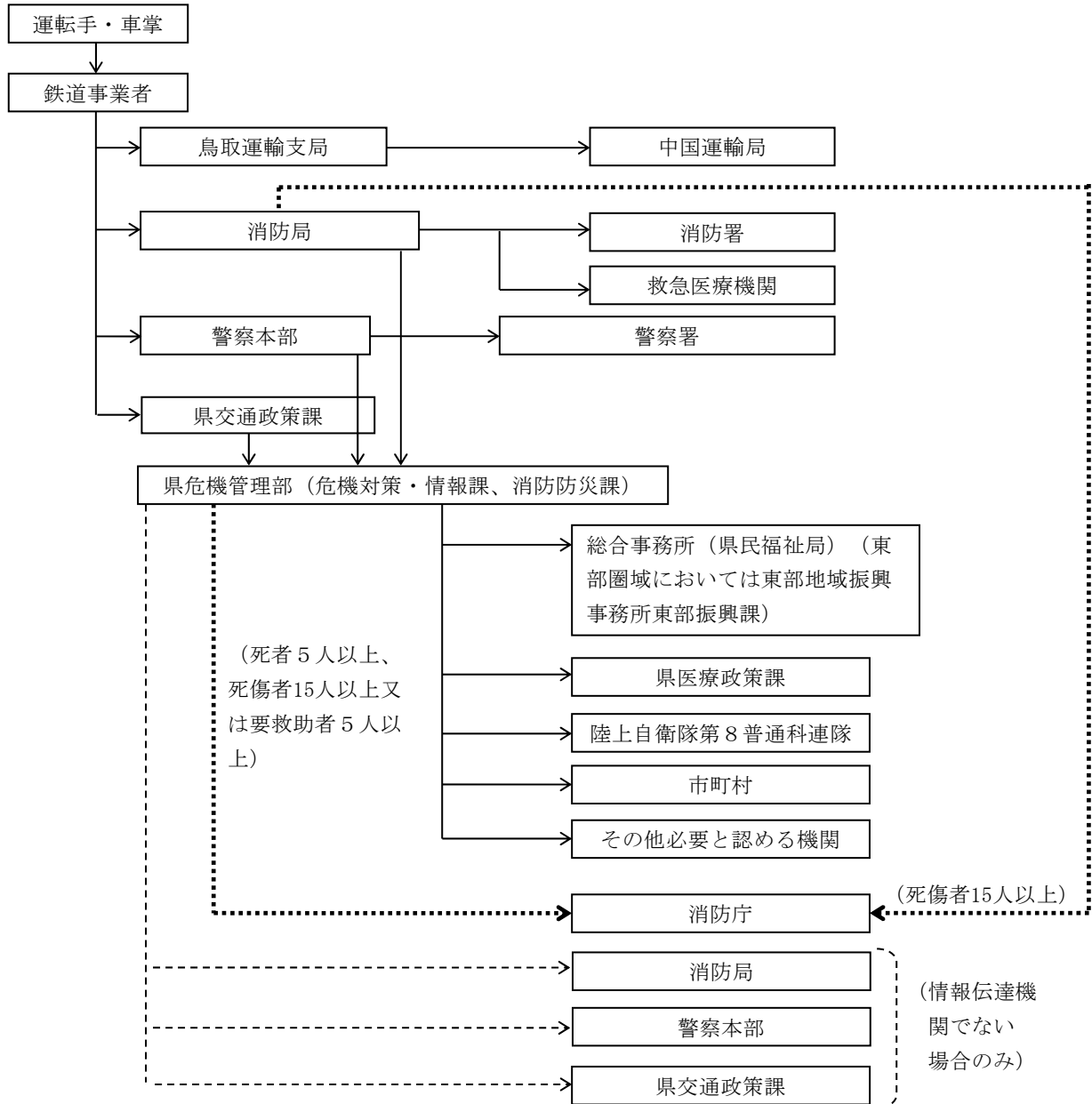
- 1 道路構造物（トンネル、橋りょう等）の損壊等
- 2 道路上での重大事故（交通事故等）
- 3 車両からの危険物等の流出・飛散・漏えい等

第3節 応急対策

1 被害情報の収集・連絡

市町村、消防局、警察署、高速道路交通警察隊及び道路管理者は、相互に連携して巡視等により被害情報等を収集し、収集した情報を順次県及び警察本部等に連絡するものとする。

【情報伝達経路】



2 道路災害に係る応急対策

- (1) 市町村、警察署、消防局、道路管理者等は、住民等から道路の被災情報を入手した場合は、道路管理者に対し速やかに連絡するものとする。
- (2) 道路管理者は、(1)の連絡を受けた場合又は道路の被災の情報を入手した場合、1の連絡経路により、関係機関に連絡するものとする。特に平行する鉄道がある場合は、鉄道事業者への情報伝達に留意するものとする。
- (3) 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合、あるいは危険であると予想される場合は、道路通行規制等の必要な措置を講じるものとする。
- (4) 応急復旧
 - ア 道路管理者は、早急に被害状況等を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
 - イ また、必要に応じて迂回路等を設定し、一般道路利用者の通行や、災害応急対応に当たる車両の通行ルートを確保するものとする。
- (5) 危険物の流出等への対応
 - ア 道路管理者は、危険物の流出等が認められた場合は、消防局及び警察署等の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動を行う。

イ また、必要に応じて付近住民等の避難誘導や立入禁止区域の設定等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

(6) 広報活動

道路管理者は、道路災害に係る被害状況、道路交通規制状況、復旧状況とその見通し等、道路災害に関する情報を1の連絡経路により関係機関に連絡するほか、インターネット等を通じ、速やかに住民へ提供するとともに、道路利用者等からの問い合わせに応じる体制を確保するものとする。（災害応急対策編（共通）第3部第4章「広報・広聴」参照）

(7) その他、各関係機関は、第1章「大規模事故応急対策」に基づき、応急対策を実施するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 市町村管理道及び市町村内の道路における大規模災害発生情報の受信伝達

2 市町村管理道における大規模道路災害発生時の応急対策

(1) 危険物の流出への対応

(2) 道路通行規制

(3) 応急復旧

(4) 広報活動

第3章 大規模鉄道災害応急対策

(JR西日本、智頭急行、若桜鉄道、県輝く鳥取創造本部、警察本部)

第1節 目的

この計画は、鉄道事故による多数の死傷者の発生を防止するとともに、大規模鉄道事故が発生した場合、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、迅速・的確な応急対策を実施することを目的とする。

第2節 想定される鉄道災害

この計画で想定する鉄道災害は、次に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

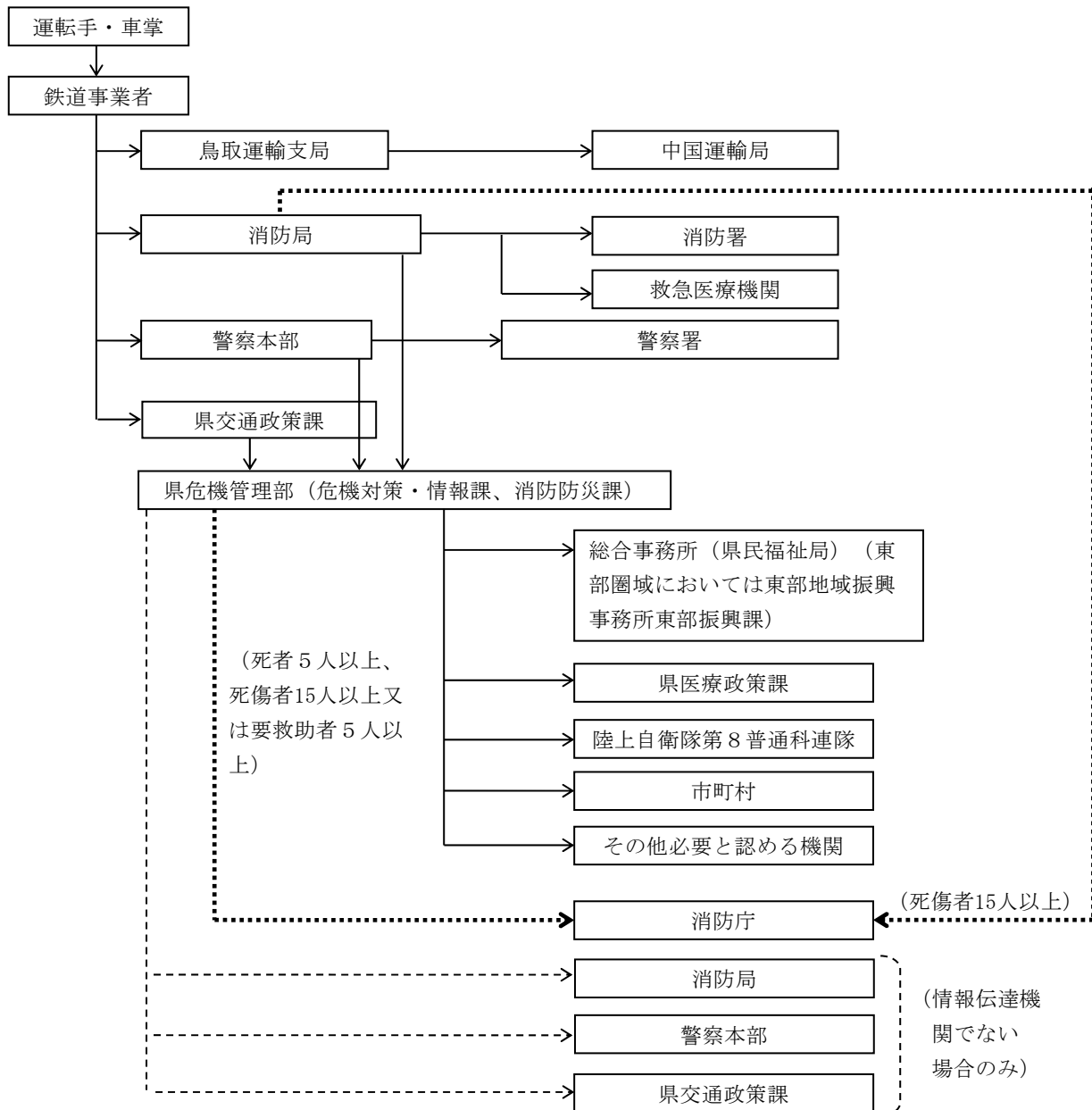
- 1 鉄道車両の衝突、脱線、転覆、火災等
- 2 鉄道施設（トンネル、橋りょう等）の損壊等による列車への被害
- 3 鉄道車両と自動車、歩行者との衝突等
- 4 鉄道車両からの危険物等の流出・飛散・漏えい等

第3節 応急対策

1 災害情報の連絡

鉄道災害が発生した場合の関係機関への通信連絡系統は、次のとおりとする。

【情報伝達経路】



2 落石に係る応急対策

- (1) 市町村、警察署、消防局等は、住民等から鉄道上の落石情報を入手した場合は、鉄道事業者に対し速やかに連絡するものとする。
- (2) 鉄道事業者は、(1)の連絡を受けた場合又は線路上の落石の情報を入手した場合、1の連絡経路により、関係機関に連絡するものとする。特に平行する道路がある場合は、道路管理者への情報伝達に留意するものとする。
- (3) 鉄道事業者は、落石の情報を受け、鉄道上の落石の状況を確認し、運行の停止、落石の除去等の必要な対策をとるものとする。
- (4) 鉄道事業者は、落石に係る対策をとった場合、当該対策の状況及び開通の見込み等の情報について、1の連絡経路により関係機関に連絡するものとする。

3 その他の応急対策

(1) 関係列車の非常停止等

鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者は速やかに関係列車の非常停止、乗客の避難等の必要な措置を講じるものとする。

(2) 交通規制及び立入禁止区域の設定

ア 道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場の通行を禁止又は制限する。

イ 道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

(3) 広報活動

各鉄道事業者は、鉄道施設の被害状況及び復旧見込みに係る情報を、速やかに県及び関係機関に対して提供するとともに、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。

(4) その他、各関係機関は、第1章「大規模事故応急対策」に基づき、応急対策を実施するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村内における鉄道災害発生情報の受信伝達
- 2 落石情報の鉄道事業者への連絡

第4章 航空機災害等応急対策

(大阪航空局、県輝く鳥取創造本部、県県土整備部、警察本部)

第1節 目的

この計画は、航空機事故等が発生した場合、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、迅速・的確な応急対策を定めることを目的とする。

第2節 想定される航空機災害等

この計画で想定する航空機災害等は、次に掲げる飛行場内外における、県内で発生又は県外で鳥取県に関連する飛行機等について発生した航空機事故等とする。

なお、空港施設の現況は、資料編のとおりである。

1 航空機を含む事故

- (1) 航空機の墜落、衝突又は火災
- (2) 航空機による人の死傷又は物件の損壊
- (3) 航行中の航空機が重大な損傷を受けた場合
- (4) 航空機が不慮の事態に遭遇し、機長が緊急事態を宣言した場合

2 航空機を含まない事故

- (1) 給油施設関係の火災（貯油槽、給油施設等）
- (2) 空港内の建築物等の火災（ターミナルビル、電源局舎、管制塔等）
- (3) 自然災害（雷、地震等）による空港施設（航空保安無線施設、航空灯火、滑走路等）の損壊等
- (4) 医療上の緊急事態等（機内での死亡、感染症等）

第3節 鳥取空港に係る応急対策

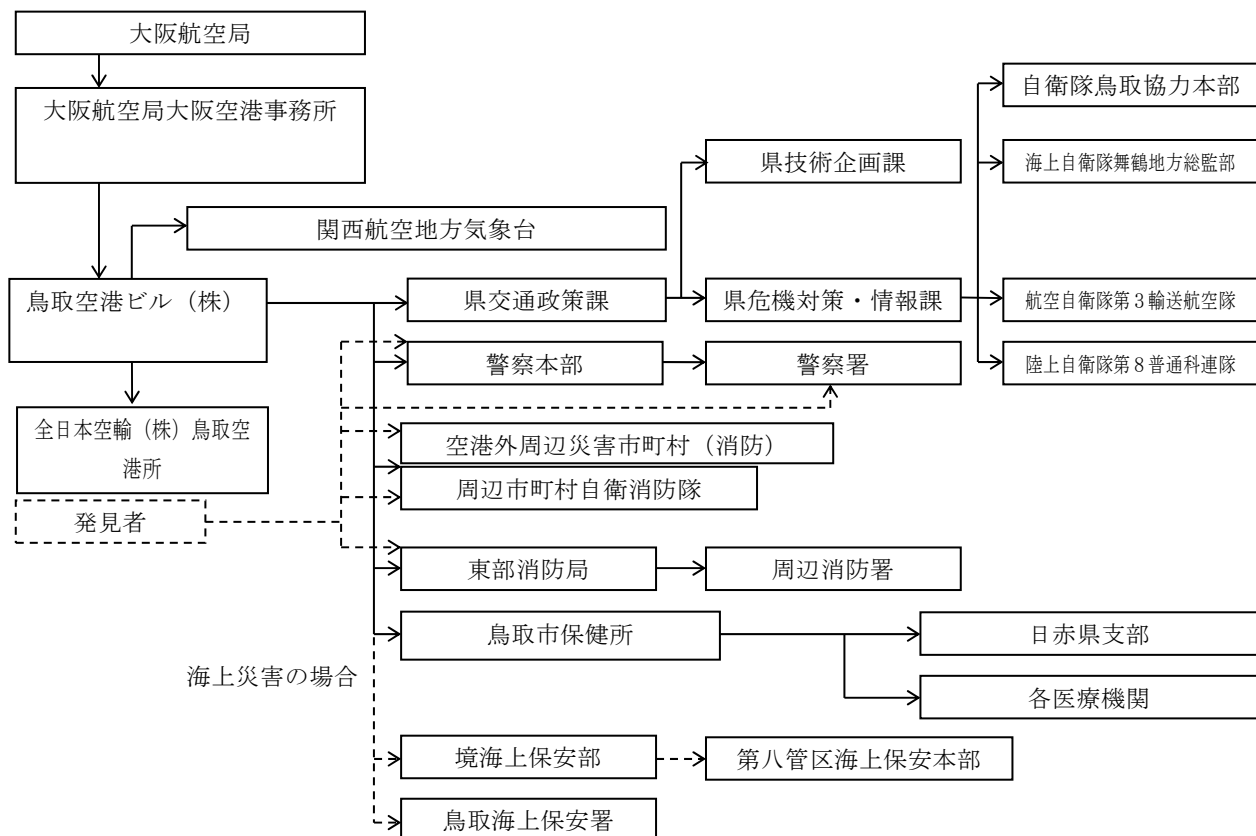
1 災害情報の連絡

- (1) 鳥取空港に係る航空機災害等が発生した場合の通信連絡系統は、次のとおりとする。

ア 空港及びその周辺で発生した場合



イ その他の地域で発生した場合



(2) 災害情報の連絡を受けた各関係機関は、各々の関係する他機関、地域住民等に対し必要な情報を伝達する。

(3) 情報の収集及び伝達は、既設又は臨時に架設する有線電話及び広報車等を活用して迅速に行う。

2 体制

(1) 地方管理空港運営権者

地方管理空港運営権者は、「鳥取空港災害対策緊急計画」に基づき、以下のとおり体制をとる。

ア 緊急一次体制

地方管理空港運営権者は、緊急一次体制を取り、関係機関への緊急連絡、鳥取空港消防救難隊の出動命令、情報収集等の初期対応を行う。

イ 鳥取空港現地対策本部の設置

地方管理空港運営権者は、緊急事態が発生し又はそのおそれがある場合、事務所内に鳥取空港現地対策本部を設置し、関係機関の活動について総合調整を行い、応急対策を実施するものとする。

ウ 現地調整所の設置

地方管理空港運営権者は、事故現場における諸活動を迅速かつ適確に行うため、事故現場の適切な場所に現地調整所を設置し、災害の状況等について鳥取空港現地対策本部と連絡調整を行う。

エ 鳥取空港以外の場所で航空機の墜落炎上等による災害が発生した場合は、鳥取県災害対策本部等の設置により対応する。

(2) 市町村、消防局、警察本部、空港管理者、航空事業者、防災関係機関は、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の各機関の活動体制を確立する。

3 各機関による応急対策実施内容

(1) 県

ア 市町村、消防局の実施する消防、救急活動等について、必要に応じ指示等を行うとともに、当該市町村、消防局からの要請により、他の市町村に対し応援を求める。

イ 市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

ウ 市町村又は消防局から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に応援する。

(2) 地方管理空港運営権者

- ア 搭乗者及び負傷者の把握を行う。
- イ 状況に応じ、空港利用者を避難させる。
- ウ 航空機災害等に係る火災が発生したときは、鳥取空港消防救難隊に対し出動指令を行うとともに、空港内消防及び地元消防機関の協力を得て消防活動を実施する。
- エ 航空機災害等により死傷者が発生したときは、地元医療機関の協力を得て救難救護の措置をとる。

(3) 鳥取市

- ア 県及び地方管理空港運営権者と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、警察本部（鳥取警察署）と協力して一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。
- イ 必要に応じて関係機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- ウ 負傷者が発生した場合、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所と等の設置又は手配を行う。
- エ 必要に応じ、被災者等へ食糧及び飲料水等を提供する。
- オ 応急対策に必要な臨時電話・携帯電話・無線・電源その他の資機材を確保する。
- カ 災害の規模が大きく鳥取市のみで対処できない場合は、相互応援協定に基づき、県又は他の市町村に対し応援を要請する。また、東部消防局、東部医師会の応援要請も行う。

(4) 警察本部（鳥取警察署）

- ア 県及び地方管理空港運営権者と協力して、危険防止のための措置（交通規制、医療救護班の誘導等）を講ずる。
- イ 鳥取市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定し、交通規制、立入制限、退去等を命令する。この場合、その旨鳥取市へ通報する。
- ウ 死傷者等発生又は、その発生のおそれがある場合、救出救助活動を行う。
- エ 死傷者等発生の場合、検視、遺体の身元確認のほか、必要な捜査活動を行う。

(5) 消防局（湖山消防署）

- ア 火災発生時の消火活動を実施する。
- イ 死傷者等発生の場合、救助活動及び医療機関への搬送を行う。

(6) 航空会社

- ア 航空機災害等の発生を知ったとき又は通報を受けたとき、地方管理空港運営権者及び関係機関に通報する。
- イ 航空機災害等が発生したとき、会社の「Emergency Response Manual」、「鳥取空港初期対応要領」、「鳥取空港災害対策緊急計画」により、対応を行う。
- ウ 搭乗者等の情報について、鳥取空港災害現地対策本部に伝達する。

(7) 医療機関（日赤鳥取県支部、県東部医師会等）

- ア 医療救護班の編成
- イ 医療救護活動の実施

(8) 空港内各機関

「鳥取空港災害対策緊急計画」に基づくところにより、消火及び救難活動を行う。

4 搭乗者情報の収集・提供方針

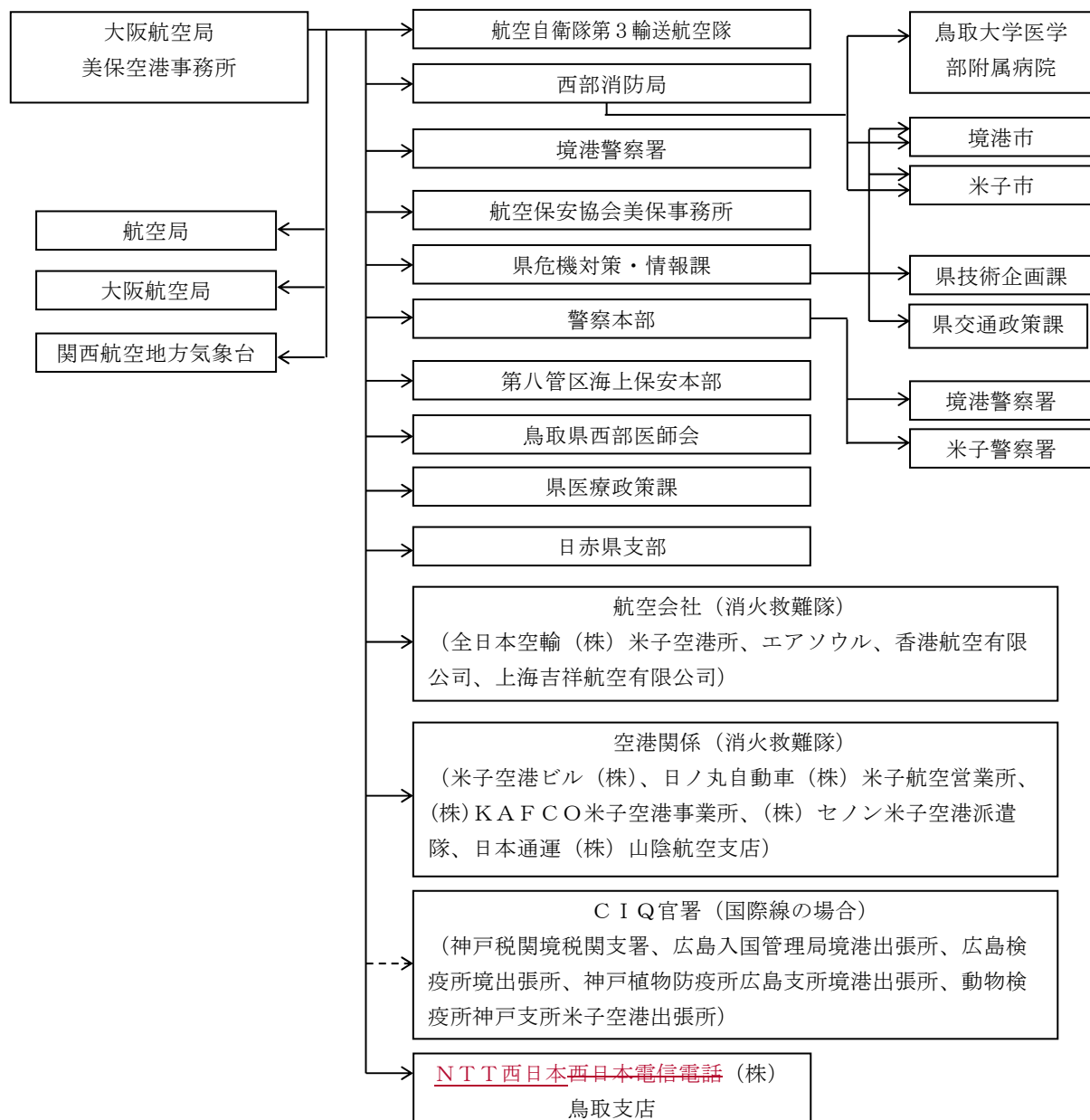
飛行機の搭乗者等に係る情報の収集及び提供については、第1章「大規模事故応急対策」によるものとするが、情報の収集に当たっては、航空事業者が鳥取空港現地災害対策本部に伝達した情報によるものとする。

第4節 美保飛行場に係る応急対策

1 災害情報の連絡

- (1) 美保飛行場に係る航空機災害等が発生した場合の通信連絡系統は、次のとおりとする。

ア 空港及びその周辺で発生した場合

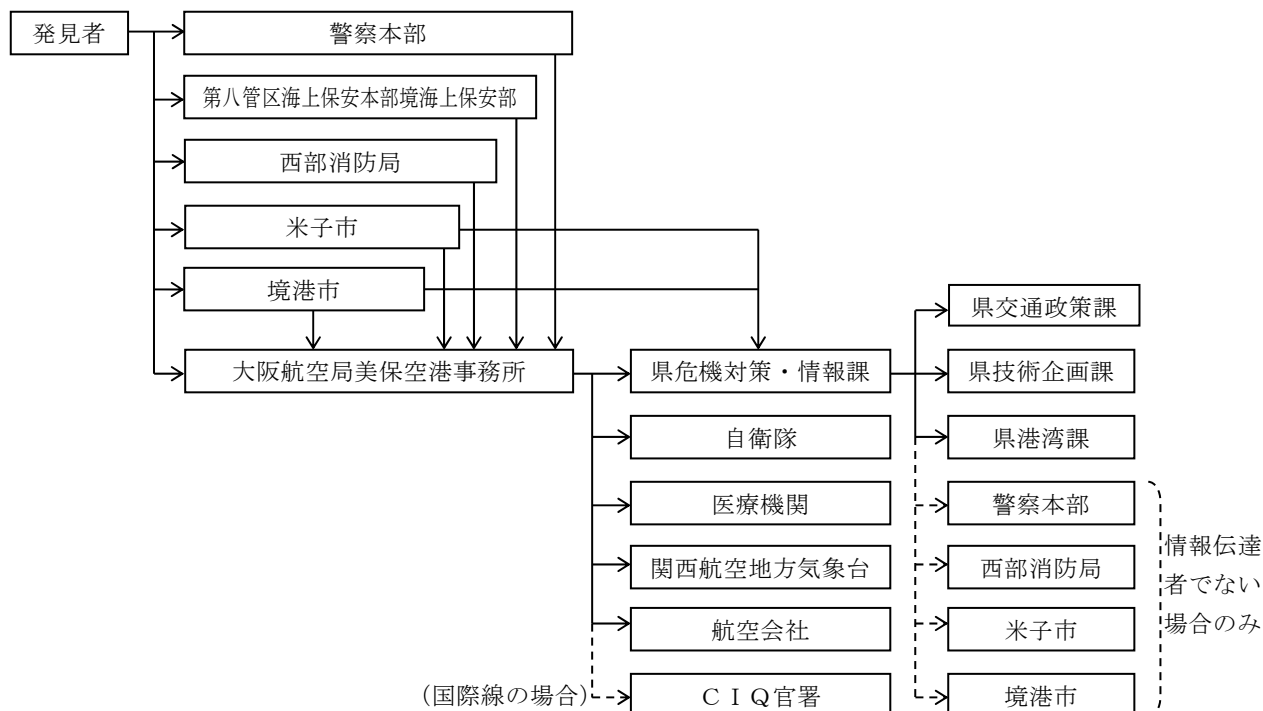


※大阪航空局美保空港事務所が直接行う通報順位は、概ね系統図の記載の順序による。詳細については、同所が定める「航空事故等緊急連絡先系統図」による。

※鳥根県関係の連絡先は記載を省略した。

※第八管区海上保安本部への通報は、本部警備救難部環境防災課、美保航空基地、境海上保安部のうち、状況に応じて必要な箇所に対して行う。

イ その他の地域で発生した場合



(2) 災害情報の連絡を受けた各関係機関は、各々の関係する他機関、地域住民等に対し必要な情報を伝達する。

(3) 情報の収集及び伝達は、既設又は臨時に架設する有線電話及び広報車等を活用して迅速に行う。

2 体制

(1) 県、市町村、消防局、警察本部、空港管理者、航空事業者、防災関係機関は、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。

(2) 体制の確立に当たっては、空港の官民の管理区分を考慮して適切な連携体制をとるものとする。

3 各機関による応急対策実施内容

(1) 県

ア 市町村、消防局の実施する消防、救急活動等について、必要に応じ指示等を行うとともに、当該市町村、消防局からの要請により、他の市町村に対し応援を求める。

イ 市町村又は消防局から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に応援する。

(2) 大阪航空局美保空港事務所

ア 搭乗者及び負傷者の把握

イ 状況に応じ、空港利用者を避難させる。

ウ 合同調整本部及び現場指揮所の設置

エ 自衛隊の災害派遣要請

(3) 米子市、境港市

ア 美保空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、警察本部（米子警察署、境港警察署）と協力して一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。

イ 必要に応じて関係機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

ウ 負傷者が発生した場合、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

エ 必要に応じ、被災者等へ食糧及び飲料水等を提供する。

オ 応急対策に必要な臨時電話・携帯電話・無線・電源その他の資機材を確保する。

カ 災害の規模が大きく市町村のみで対処できない場合は、相互応援協定に基づき、県又は他の市町村に対し応援を要請する。

(4) 警察本部（米子警察署、境港警察署）

ア 美保空港事務所と協力して、危険防止のための措置（交通規制、医療救護班の誘導等）を講ずる

イ 米子市又は境港市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定

し、交通規制、立入制限、退去等を命令する。この場合、その旨を米子市又は境港市へ通報する。

ウ 死傷者等発生又は、その発生のおそれがある場合、救出救助活動を行う。

エ 死傷者等発生の場合、検視、遺体の身元確認のほか、必要な捜査活動を行う。

(5) 西部消防局

ア 火災発生時の消火活動を実施する。

イ 死傷者等発生の場合、救助活動及び医療機関への搬送を行う。

(6) 航空会社

ア 被災者及び関係者に対する水・食糧等の提供

イ 遺体の身元確認の手配

ウ 通訳の支援

エ 搭乗者等の情報の収集伝達

(7) 医療機関（合同調整本部、県西部医師会、日赤鳥取県支部）

ア 医療救護班の編成

イ 医療救護活動の実施

(8) 第八管区海上保安本部（境海上保安部、美保航空基地）

ア 海上における負傷者の救出、搬送

イ 事故現場周辺海域の警戒警備

ウ 海上における行方不明者の捜索

(9) 空港内各機関

美保空港消火救難隊の一員としての消火及び救難活動

第5節 その他の応急対策

1 救出救助活動

(1) 実施機関

市町村、地方管理空港運営権者、美保空港事務所、航空会社、消防機関、警察、自衛隊、海上保安部、医療機関（日赤鳥取県支部等）

(2) 航空機災害等が発生し、乗客等の救出を要する場合、実施機関は協議に基づく手順により救出に必要な器材を投入し救出活動を実施する。（第1章「大規模事故応急対策」参照）

2 消火活動

(1) 空港内及びその周辺において航空機災害等が発生した場合は、別途定めるところにより空港消火救援組織が他の消防機関とも連携して消火活動を実施する。

(2) (1)以外の地域において航空機災害等が発生した場合は、消防機関が消防活動を実施する。

(3) 消防機関等で対処が困難なときは他機関の応援を求めるものとする。

3 医療活動

死傷者が発生した場合、医療機関及び関係機関が協力し、救護等の措置に当たるものとする。（第1章「大規模事故応急対策」参照）

4 広報

航空機災害等が発生した場合、人心の安定及び秩序の維持を図るとともに、災害応急対策に対する協力を求めるため、報道機関への記者資料提供、記者会見その他の手段により地域住民に対して広報を行う。

5 その他

各関係機関は、第1章「大規模事故応急対策」に基づき、応急対策を実施するものとする。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 航空機災害情報の受信伝達（鳥取市、米子市、境港市のみ）

2 航空機災害発生時の市町村の体制（鳥取市、米子市、境港市のみ）

3 航空機災害発生時の市町村が実施する応急対策（鳥取市、米子市、境港市のみ）

(1) 救助及び消火

(2) 負傷者等の救護

(3) 被災者等へ食糧及び飲料水等の提供

(4) 資機材の確保

(5) 県及び他市町村への応援要請

第5章 海上災害応急対策

(第八管区海上保安本部、県危機管理部、県農林水産部、県県土整備部、警察本部)

第1節 目的

この計画は、船舶の座礁、衝突事故や油流出等の海上災害が発生した場合において、各機関が行うべき応急対策についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐことを目的とする。

第2節 想定される海上災害

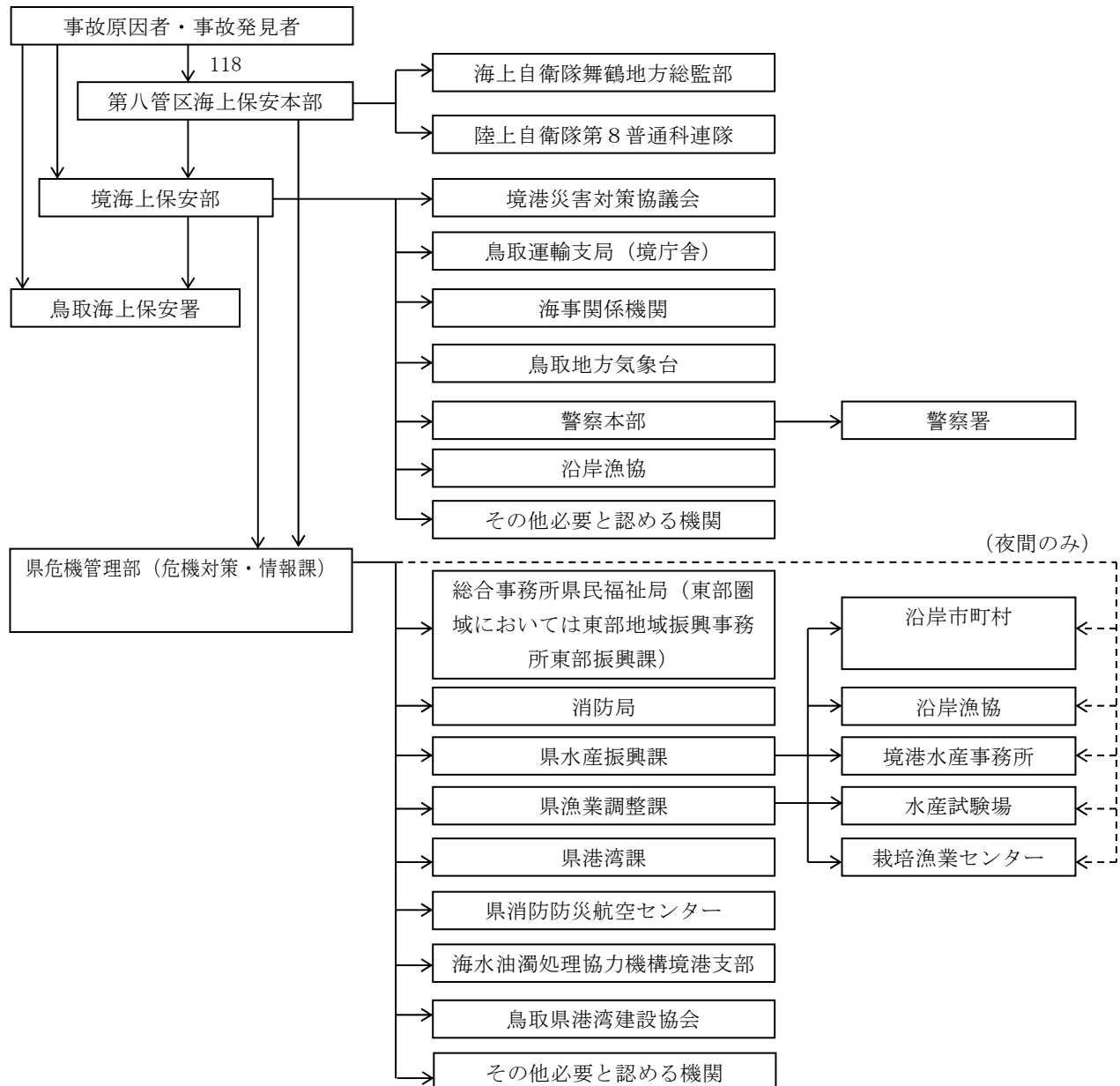
この計画で想定する海上災害は、次に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

- 1 船舶の衝突、座礁、転覆、火災、爆発、浸水、船舶の故障等による海難
- 2 船舶からの海域への油、危険物質等の流出
- 3 船舶以外からの海域への油、危険物質等の流出

第3節 応急対策

1 災害情報の連絡

海上災害が発生した場合の関係機関への伝達系統は、次のとおりとする。



2 活動体制の確立

機関	実施項目
1 第八管区海上保安本部	海上災害発生時には、第一次的には原因者たる事業者が対策を行うが、被害を最小限に抑えるため、管区海上保安本部（部署、航空基地）においては次の対策を講ずるものとする。 （１）情報の収集及び関係機関への伝達 （２）危険物保安措置、火気使用の制限禁止及び災害現場付近の立入制限 （３）海上における遭難者の捜索・救助・搬送等 （４）航行船舶への事故情報の周知連絡 （５）船舶火災発生時における消火活動 （６）応援医師並びに緊急物資等の海上輸送 （７）海上災害防止センターへの１号業務指示 （８）関係機関への応援協力要請
2 県	（１）活動体制（情報収集体制）の確立 （２）的確な情報の収集 （３）速やかな関係機関への情報伝達 （４）住民への広報・周知 （５）消防防災ヘリでの情報収集・救助救出活動等
3 市町村	（１）活動体制（情報収集体制）の確立 （２）的確な情報の収集 （３）速やかな関係機関への情報伝達 （４）住民への広報・周知
4 警察本部	（１）活動体制（情報収集体制）の確立 （２）的確な情報の収集 （３）速やかな関係機関への情報伝達 （４）住民への広報・周知 （５）県警ヘリでの情報収集・救助救出活動等
5 消防局	（１）活動体制（情報収集体制）の確立 （２）的確な情報の収集 （３）速やかな関係機関への情報伝達 （４）住民への広報・周知 （５）多数の負傷者が発生した場合の医療救護（応急手当、搬送） （６）湾内に係留されている船舶の火災に対する消火活動等
6 その他防災関係機関	その他関係団体及び事業者等においては、現場において活動する上記機関への積極的な協力の実施に努めるものとする。

3 大規模油流出時の応急対策

- （１）大規模な油流出事故が発生し、又は海岸等への漂着があった場合の防除活動については、第一義的には海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条第1項、第2項に規定する防除措置義務者（船長、施設管理者、船舶所有者）が実施するが、必要に応じそれぞれの災害対策実施機関が行うものとする。
- （２）流出油の除去については海上で行うことが最良であるため、災害対策機関は海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を可能な限り回避するよう努めるものとする。
- （３）関係機関の応急対策

機関	実施項目
1 山陰沖排出油等防除協議会	（１）連絡調整本部の設置及び調整員の参集 （２）会員が行う防除活動の連携協力についての調整 （３）排出油の防除に必要な資料の収集及び情報の提供 （４）排出油の防除に関する必要な事項の協議
2 第八管区海上保安本部（境海上保安部、鳥取海上保安署、美保航空基地）	（１）防除措置義務者に対する防除措置等の指導 （２）的確な情報の収集、関係機関への通報及び的確な情報の伝達 （３）一般船舶、漁船等に対する事故情報等の周知連絡 （４）一般船舶、漁船等の安全確保並びに船舶交通の規制 （５）海上浮流油の応急防除及び関係行政機関の長等に対する防除措置等の要請
3 県	（１）的確な情報の収集 （２）関係機関へ災害状況の伝達 （３）漂着油等の防除活動 （４）水質、底質などの環境影響評価の実施 （５）必要に応じ、関係機関、関係団体及び他の地方公共団体への応援要請
4 市町村	（１）住民に対する災害状況の周知 （２）漁業者への船舶、機材の移動、海産物施設の撤去等適切な指示 （３）沿岸地先海・水面の監視警戒及び必要に応じ警察・消防機関への出動依頼

機関	実施項目
	(4)漂着油等の防除活動 (5)災害状況の関係機関への報告
5 警察本部	(1)被害状況その他の災害情報の収集と報告連絡 (2)周辺の交通規制及び交通整理 (3)その他必要な措置
6 消防局	(1)船舶等の火災発生時における消火活動 (2)被害状況の情報収集 (3)火災危険がある漂着物に係る火災警戒区域の設定等 (4)その他必要な措置
7 関係団体、企業等 (施設管理者、船舶 所有者等)	(1)自衛措置及び防災関係機関の指示に基づく適切な応急措置 (2)協力依頼があった場合の積極的な協力の実施

(4) ボランティアの受入れ（漂着油回収作業）

海岸への漂着油の回収作業の実施については相当な人力を要し、災害ボランティアの協力が不可欠である。県、市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と連携して、生活ボランティアの希望者の活用を検討する。（災害応急対策編（共通）第10部第1章「民間との協力体制の推進」参照）

(5) 回収油の処分

- ア 海上及び海岸で回収された油については、原則、事故原因者及び事故原因者から委託を受けた海上災害防止センター等が収集及び運搬を行い、廃棄物処分事業者と契約を締結する等により処分を行う。
- イ 少量の油であって原因が不明な場合においては、回収者が処分する。

(6) 事後の監視体制の確立

防災関係機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に、油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間の時間を要するため、大気、水質、動植物等への影響調査を密に実施し、講じた措置の効果について確認するものとする。また、必要に応じて補完的な対策を講ずるものとする。

4 危険物質等の流出時の応急対策

- (1) 県、沿岸市町村、第八管区海上保安本部、防災関係機関は、海上に大量の危険物質等が流出したときは、前節に準じ、危険物質等の拡散の防止、回収及び処理等の防除措置を講ずるものとする。
- (2) 危険物質等の防除作業は、流出した危険物等の種類及び性状、拡散状況、気象等によりその手法が異なるので、留意するものとする。

5 広報活動

(1) 関係機関の広報活動

県、市町村、警察本部、関係機関は、被害状況、防災関係機関の対応状況に係る情報を、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。

(2) 広報項目

- ア 県、市町村の措置状況
- イ 流出油の漂流、漂着等の状況（市町村・区別別）
- ウ 応急対策の実施状況（出動人員（行政関係者・地元住民・漁業関係者・ボランティア等に区分）、流出油の回収量、作業地域、主な使用機材、作業工程及び日程 等）
- エ 回収した油の搬出作業状況
- オ 環境影響等に関する調査した実施結果
- カ その他必要と認められる事項

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 海上災害発生時の活動及び情報収集体制
- 2 漂着油回収に係るボランティアの募集及び受入

第6章 危険物等災害応急対策

(県危機管理部、県福祉保健部、県生活環境部、警察本部、消防局、関係団体、事業者)

第1節 目的

この計画は、危険物等による災害が発生した場合において、応急的に実施する事故措置についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐとともに、事故の再発防止を図ることを目的とする。

第2節 想定される危険物等災害

この計画で想定する危険物等災害は、以下のとおりとする。

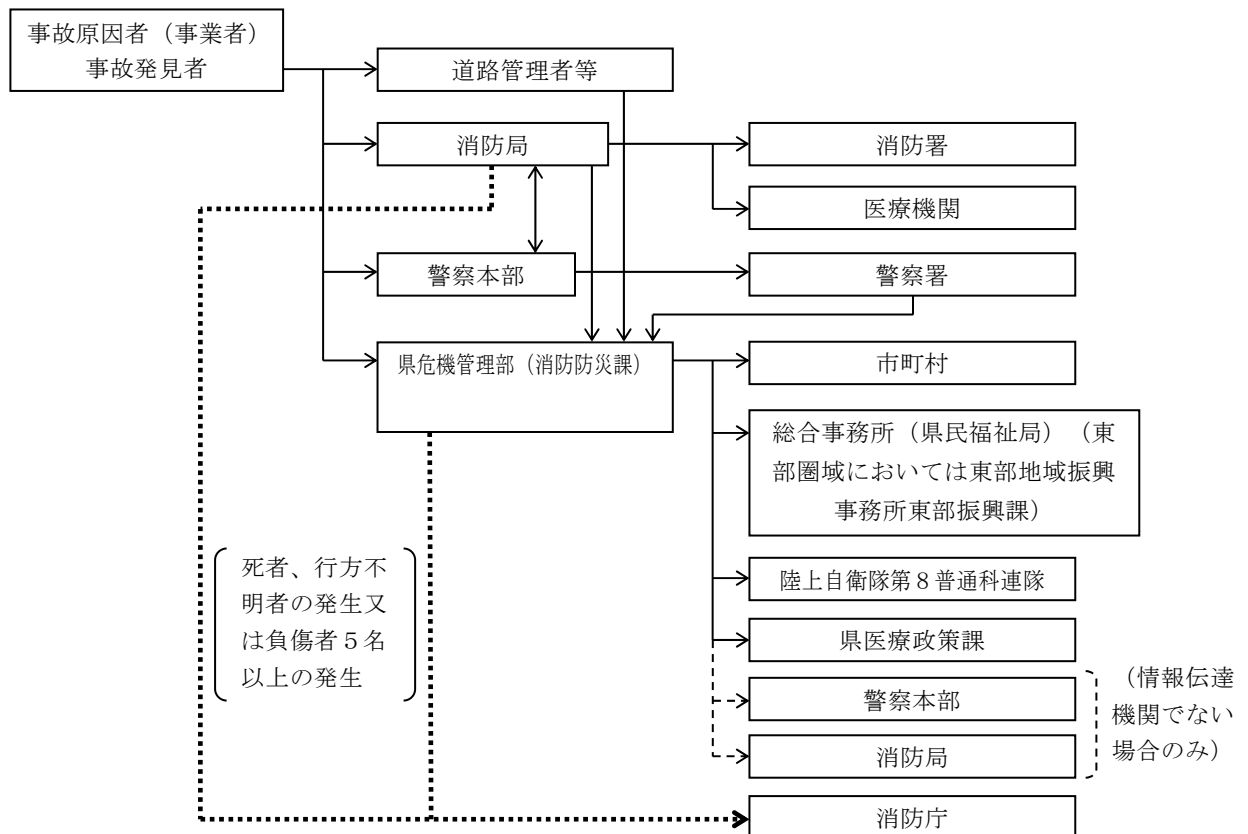
- 1 危険物（消防法第2条第1項）の漏えい・流出、火災及び爆発
- 2 高圧ガス（高圧ガス保安法第2条）、液化石油ガス（液石法第2条）の漏えい・流出、火災及び爆発
- 3 火薬類（火薬類取締法第2条第1項）の火災及び爆発
- 4 毒物・劇物（毒物及び劇物取締法第2条第1項、第2項）の漏えい、飛散、流出等

第3節 危険物事故災害対策

1 危険物に係る応急対策

(1) 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア 被害情報の系統は以下のとおり。



イ 施設の所有者及び管理者又は占有者は、危険物の流出その他の事故が発生したときは、速やかに、警察本部、消防局、関係機関へ通報し、緊密な連携の確保に努める。

ウ 消防局は、災害発生について、火災・災害等即報要領に基づき、県へ速やかに通報する。

エ 県（危機管理部）は、災害発生について火災・災害等即報要領に基づき国へ速やかに通報し、また、国から受けた情報を関係消防局、関係市町村、関係機関等へ連絡する。

オ 県、警察本部、消防局、危険物取扱事業者及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

カ 河川に係るものにあつては、各河川水質汚濁防止協議会の連絡系統図を参照する。

キ 県、市町村、警察本部、消防局、及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又

は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第1章「大規模事故応急対策」参照）

(2) 災害応急措置

ア 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

発生した事故、災害に対し、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるものとする。

イ 県の措置

関係機関との連絡調整を行うとともに、市町村、消防局から必要資機材の確保等について応援の要請を受けた時は、積極的に応援協力を行う。

ウ 消防局の措置

(ア) 事故の規模に応じ、速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

(イ) 危険物取扱事業者が応急の措置を講じない場合、当該事業者に対し緊急措置を講ずることを命ずるものとする。

(ウ) 前項の緊急措置の内容及び期間が十分でない場合において、行政代執行法の定めるところに従い、当該緊急措置を消防局又は第三者に当該措置をとらせるものとする。

(エ) 事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとし、その結果を消防庁危険物保安室へ報告するものとする。

エ 警察の措置

(ア) 速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害拡大の防止等の措置を講ずる。

(イ) 県、市町村、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

(ウ) 市町村長からの要求があった場合には、災害対策基本法第59条に基づき、災害を拡大させるおそれ認められる設備又は物件の占有者、所有者又は、管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件、保安その他必要な措置をとることを指示する。

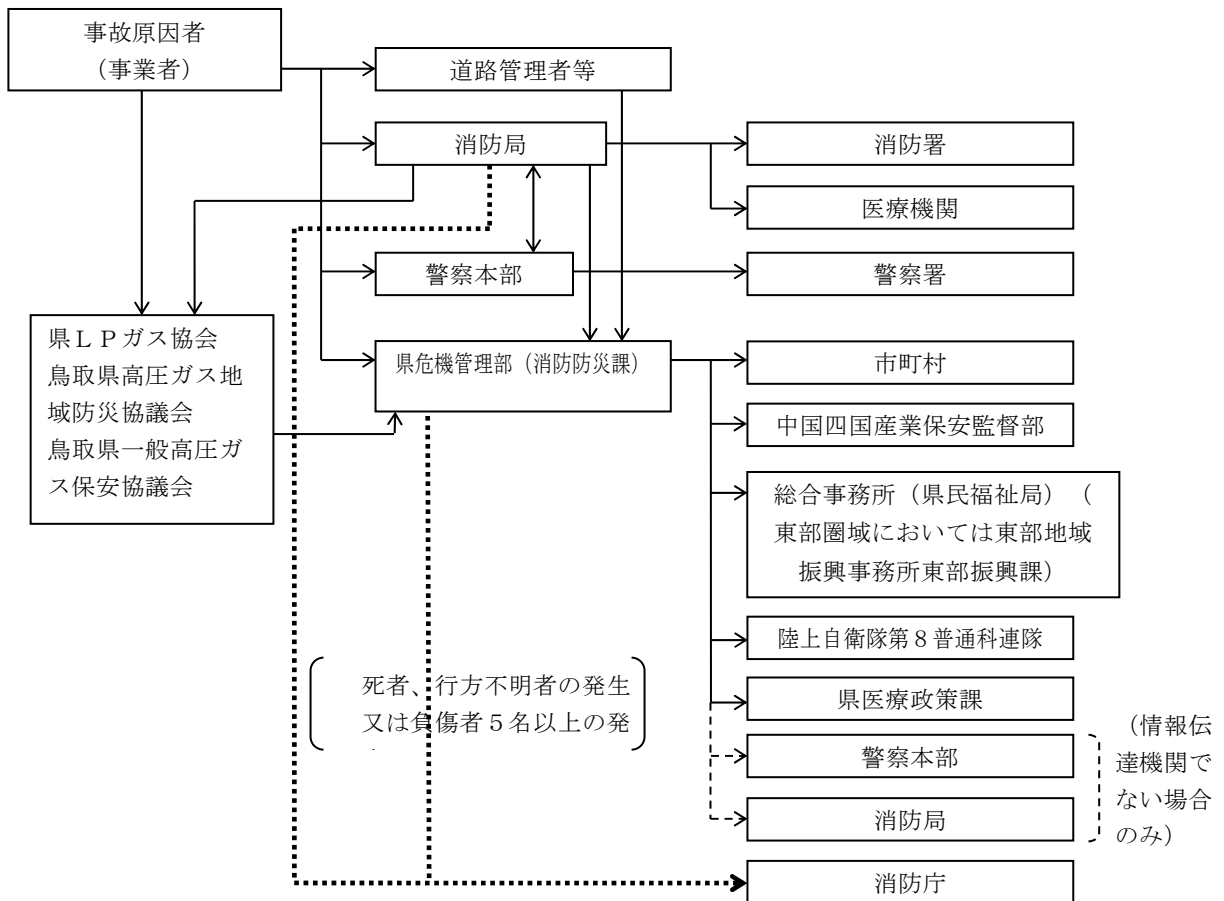
(エ) 死傷者等発生の場合、検視、遺体の身元確認のほか、必要な捜査活動を行う。

第4節 高圧ガス事故災害対策

1 高圧ガスに係る応急対策

(1) 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア 被害情報の系統は以下のとおり。



イ 高圧ガスに係る事故、災害を起こした者又は発見者は、すみやかに道路管理者等又は県又は消防機関又は警察に通報する。

ウ 県は、高圧ガス保安法に関する事故が発生したことを覚知したときは、速やかに中国四国産業保安監督部へ電話等により連絡するものとする。

エ 県、警察本部、消防局及び関係協会等は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

オ 県、市町村、警察本部、消防局及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第1章「大規模事故応急対策」参照）

(2) 災害応急措置

ア 事業者の措置

(ア) 製造、消費施設が危険な状態になったときは、製造又は消費作業を中止し、製造又は消費のための設備内にあるガスについて、危険因子の排除を行う。

(イ) 貯蔵施設、販売所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスについて、危険因子の排除を行う。

(ウ) その他、第3節1(2)アの措置に準ずる。

イ 県の措置

県は、次の場合で災害の発生の防止又は災害の防止上必要と認めるときは、高圧ガス保安法に基づく緊急措置を命ずるものとする。

(ア) 事故により、火災、ガスの大量漏えい等が継続中であって、さらに災害の拡大が予測されるとき

(イ) 事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度同種事故の発生が予測されるとき

(ウ) 事故の原因となった状況が、当該事業所内の他の設備にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれ極めて大きいとき

ウ 鳥取県LPガス協会、鳥取県高圧ガス地域防災協議会、鳥取県一般高圧ガス保安協議会の措置

(ア) 事業者より災害の通報を受けたときは、速やかに県、消防局、警察及び関係団体へ連絡し、緊密な連携に努めるものとする。

(イ) 関係機関、防災事業所と連携し、ガスの性状にあわせた応急措置に努めるものとする。

エ 消防局の措置

事故の規模に応じ、速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

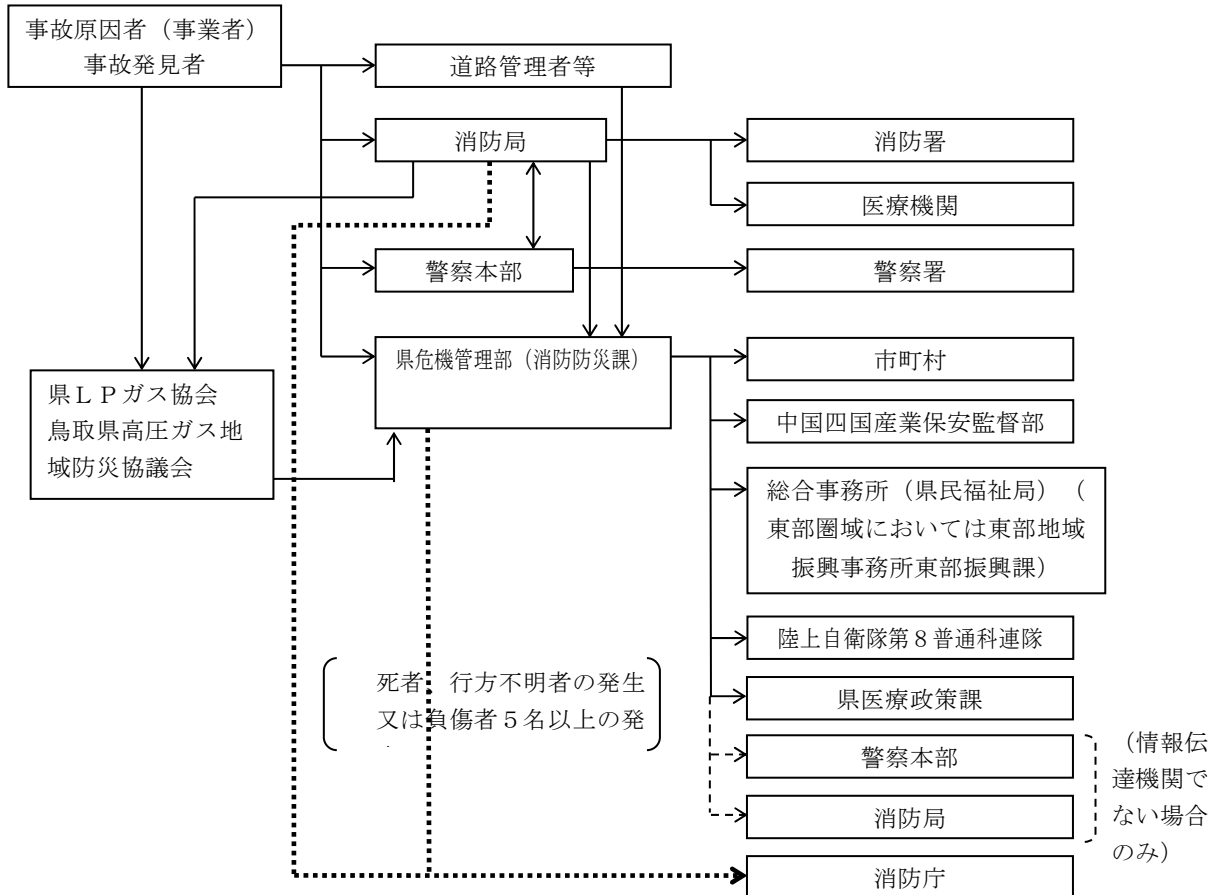
オ 警察の措置

第3節1(2)エの措置に準ずる。

2 液化石油ガスに係る応急対策

(1) 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア 被害情報の系統は以下のとおり。



イ 保安機関は、自ら行っている保安業務の範囲内において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したときには、遅滞なく、その旨を県又は警察官に届け出なければならない。

ウ 県、警察本部、消防局、液化石油ガス取扱事業者及び関係協会等は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

エ 県は、事故が発生したことを覚知したときは、速やかに中国四国産業保安監督部へ電話等により連絡するものとする。

オ なお、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（本章において、以下「液化石油ガス法」という）に関する事故か不明な場合についても、液化石油ガス法に関するものでないと確認されるまでは、液化石油ガス法に関する事故として対応するものとする。

カ 県、市町村、警察本部、消防局及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第1章「大規模事故応急対策」参照）

(2) 災害応急措置

ア ガス消費者の措置

(ア) ガス漏れ事故等を覚知したときは、ガスの消費を中止するなどし、ガス販売事業者、保安機関又は消防機関に通報する。

(イ) ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス販売事業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

イ ガス販売事業者の措置

(ア) ガス消費者等から通報を受けたとき、又は自ら発見したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴

き、液化石油ガス法に定める災害拡大防止等の緊急時対応を行うものとする。

(イ)ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

ウ 保安機関の措置

ガス漏れ事故等を覚知したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、液化石油ガス法に定める災害拡大防止等の緊急時対応を行うものとする。

エ 鳥取県LPGガス協会、鳥取県高圧ガス地域防災協議会の措置

(ア)ガス漏れ事故等を覚知したときは、関係団体と緊密な連携に努めるものとする。

(イ)必要に応じ、応急措置を講ずべき傘下会員、防災事業所へ連絡し、応急対応を要請するものとする。

(ウ)必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

オ 県の措置

(ア)必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

(イ)県は、事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとする。また、事故の再発を防止するための対策を検討し、実施するものとする。

(ウ)県は、法令違反の有無及び自己の責任の所在を調査するものとする。

カ 消防局の措置

(ア)ガス漏れ事故等が発生したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

(イ)状況に応じ、関係機関と連絡をとりながら、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気制限等を講じ被害の拡大防止に努めるものとする。

(ウ)共同住宅における事故の場合には、同じ住宅の入居者に対し注意喚起等の必要な指導を行うものとする。

キ 警察の措置

(ア)速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害の拡大の防止等の措置を講ずる。

(イ)県、市町村、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

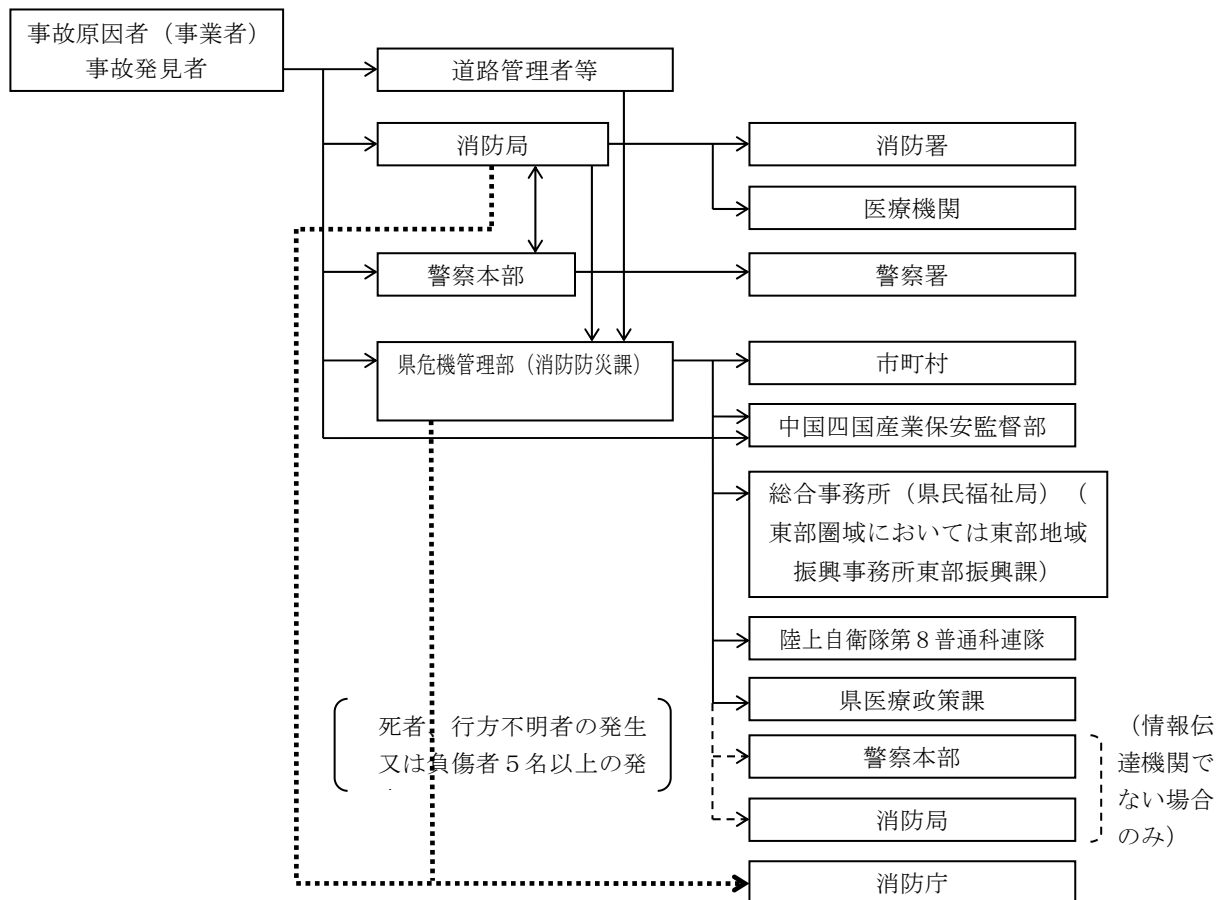
(ウ)死傷者等発生又は、その発生のおそれがある場合、救出救助活動を行う。

(エ)死傷者等発生の場合、検視、遺体の身元確認のほか、必要な捜査活動を行う。

3 ガス事業に係る応急対策

(1) 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア 被害情報の系統は以下のとおり。



イ 鳥取ガス、米子瓦斯、特定発生設備を有するガス小売事業者、国、県、警察本部、消防局、警察署及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

(2) 災害応急措置

ガス事業者の措置

ア 事故の状況、内容により警察本部、消防署、関係官庁への連絡、通報し、協力、指示を求めるものとする。

イ あらかじめ確立しておいた出動体制、連絡体制及び資材機材により、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

ウ 供給を停止する場合には、供給先へ周知徹底を図り二次災害の防止に努める。

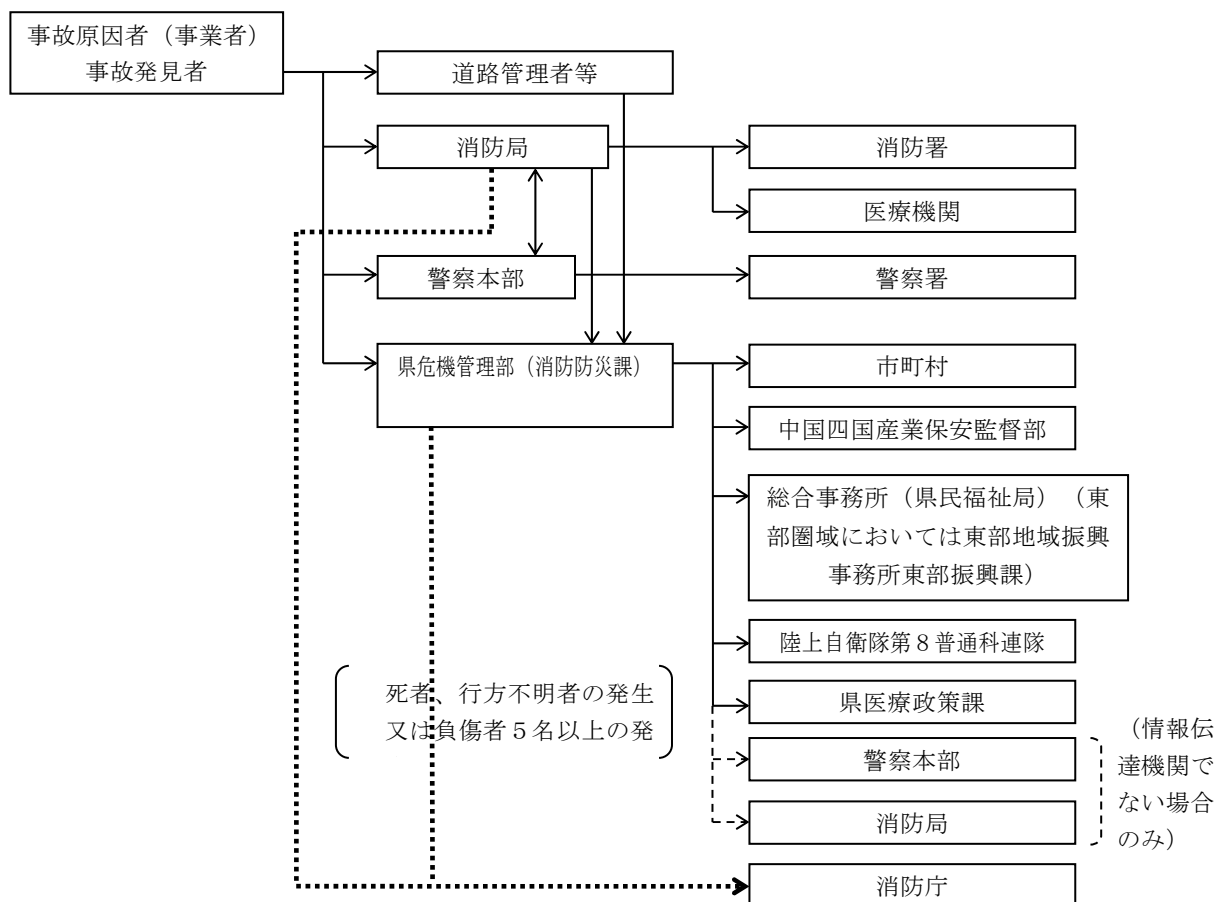
エ 供給停止後は、早期に供給を再開できるよう努める。

第5節 火薬類事故災害対策

1 応急対策

(1) 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア 被害情報の系統は以下のとおり。



イ 県、警察本部、消防局、火薬取扱事業者及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

ウ 県は、火薬類取締法の適用を受ける火薬類に関する事故が発生したことを覚知したときは、速やかに中国四国産業保安監督部へ電話等により連絡するものとする。

エ 県、市町村、消防局、警察本部及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第1章「大規模事故応急対策」参照）

(2) 災害応急措置

ア 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

(ア) 発生した事故について、直ちに、引き続き爆発の可能性の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるものとする。

(イ) 事故の状況に応じて、付近住民の避難の警告を行う。

イ 県の措置

県は、次の場合で災害発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要を認めるときは、火薬類取締法に基づく緊急措置を命ずるものとする。

(ア) 事故が再発するおそれがあるとき

(イ) 事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続ないし再開によって再度同種事故の発生が予測されるとき

(ウ) 事故の原因となった状況が当該事業所内の他の同種施設にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれが極めて大きいとき

ウ 消防局の措置

速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

エ 警察の措置

(ア) 速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害拡大の防止等の措置を講ずる。

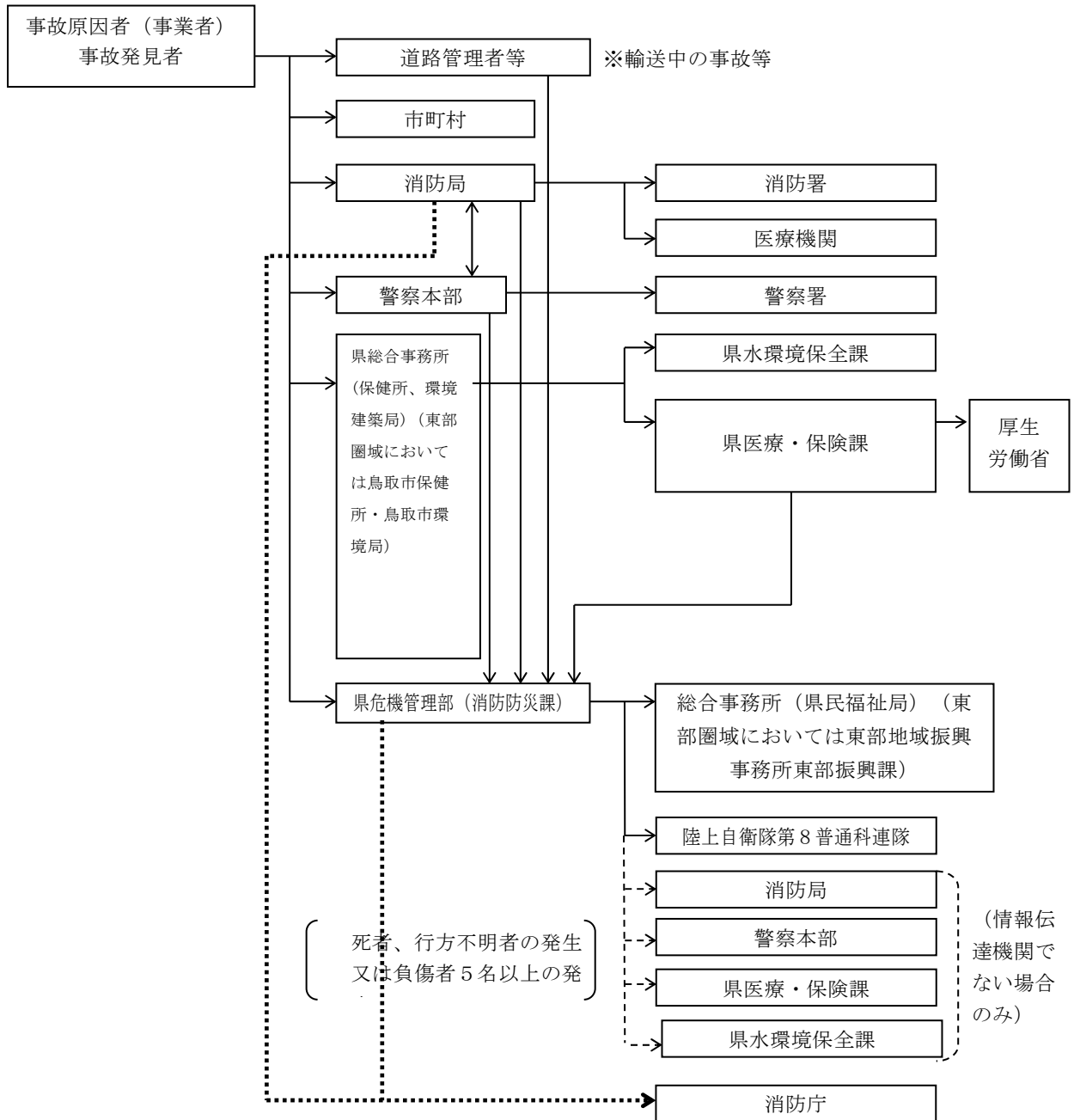
- (イ) 県、市町村、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。
 (ウ) 死傷者等発生又は、その発生のおそれがある場合、救出救助活動を行う。
 (エ) 死傷者等発生の場合、検視、遺体の身元確認のほか、必要な捜査活動を行う。

第6節 毒物・劇物事故災害対策

1 応急対策

(1) 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア 被害情報の系統は以下のとおり。



イ 県、保健所設置市、警察本部、消防局、毒物劇物営業者及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

ウ 県、保健所設置市、市町村、警察本部、消防局及び毒物劇物営業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第1章「大規模事故応急対策」参照）

(2) 災害応急措置

ア 毒物劇物営業者の措置

毒物及び劇物取締法に基づき、保健所、警察本部又は消防機関に直ちに届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置（劇毒物の中和等）を講じる。

イ 県、保健所設置市及び市町村の措置

- (ア) 県及び保健所設置市は、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。
- (イ) 県及び保健所設置市は、毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物劇物営業者に対して指示する。また、必要に応じて自ら実施する。
- (ウ) 県又、保健所設置市及び市町村は、中和剤等の資材が不足する場合には、その収集あつせんを行う。
- (エ) 県、保健所設置市及び市町村は、毒物・劇物の漏えいの形態に応じて、水源等の周辺環境への毒物・劇物の影響について調査を行う。

ウ 消防局の措置

速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講じるものとする。

エ 警察の措置

- (ア) 速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害拡大の防止等の措置を講ずる。
- (イ) 県、保健所設置市、市町村、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

第7節 その他の毒性物質による事故災害対策

硫化水素等の毒物・劇物には該当しない毒性物質が発生・漏洩し、住民の避難を要する場合、関係機関は当面次のとおり対応するものとする。

1 各機関の役割

機関等	役割
警察本部	二次災害の防止、捜査
消防局	救急活動、消防活動、避難誘導、二次災害の防止等
市町村	避難誘導、避難所の開設運営、安否確認、避難者の健康管理
県	総合調整、市町村の支援、資機材の確保
その他	資機材（中和剤）の確保、県民の協力

2 実施要領

(1) 情報の共有

- ア 住民に提供する情報について事前に検討し共有
- イ 現地で共有する情報のうち保全すべきものに関する認識の共有

(2) 避難者対応

- ア 周辺住民の避難誘導
- イ 状況に応じて避難所の開設と運営
- ウ 将来予測と情報の提供（安心感の付与）
- エ 健康管理

(3) 現地調整

- ア 現地調整所の設置と運営（基本的に市町村）
- イ 警察本部、消防、自治体職員の派遣
- ウ 情報の共有と活動調整

(4) 現場活動

- ア 立入禁止区域の設定
- イ 二次災害の防止
- ウ 活動者の安全の確保・確認
- エ 物質への対処に当たり専門家の情報を共有

(5) 広報

- ア 現地調整所を設置した場合のスポークスマンの設置
- イ 情報の一元的かつ積極的な提供

第8節 その他住民等の安全の確保に係る応急対策

1 避難誘導等

周辺地域へ被害が拡大するおそれがある場合は、地域住民に対する避難誘導や立入禁止区域の設定等を的確に行うものとする。（第1章「大規模事故応急対策」参照）

2 交通規制及び立入禁止区域の設定

- (1) 道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場の通行を禁止又は制限する。
- (2) 道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

3 消火活動

消火に当たっては保管物質の特質に留意しつつ、消防機関は、速やかに消火活動を実施するものとする。(第1章「大規模事故応急対策」参照)

4 救出救助活動

警察本部は、事故発生地を管轄する警察署員、状況により機動隊等を出動させ、救出救助活動を迅速に行うものとする。(第1章「大規模事故応急対策」参照)

5 医療活動

死傷者が発生した場合、医療機関及び関係機関が協力し、救護等の措置に当たるものとする。(第1章「大規模事故応急対策」参照)

6 広報活動

(1) 関係機関の広報活動

県、市町村、警察本部、関係機関は、被害状況、防災関係機関の対応状況に係る情報を、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。(災害応急対策編(共通)第3部第4章「広報・広聴」参照)

(2) 広報項目

- ア 県、市町村、関係機関の措置状況
- イ 保管物質の種類・周辺への危険性
- ウ 応急対策の実施状況(出動人員、作業工程及び日程 等)
- エ 環境影響等に関する調査結果
- オ その他必要と認められる事項

7 調査検討

県は、事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとする。また、事故の再発を防止するため、事故当事者及び関係業界に対する対策を検討し、確立するものとする。

第9節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 危険物等の種類に応じた災害発生時の情報伝達体制及び活動体制

- (1) 危険物
- (2) 液化石油ガス
- (3) 高圧ガス
- (4) 火薬類
- (5) 毒物・劇物
- (6) その他の毒性物質